

平成23年12月6日

平成23年第4回岬町議会定例会

第1日会議録

平成23年第4回(12月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成23年12月6日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 奥 野 学
5番 出 口 実	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 竹 原 伸 晃	9番 田 島 乾 正	10番 中 原 晶
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 和 田 勝 弘
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 0 名

傍 聴 7 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	総務企画部理事 (人権担当課長)	谷 下 泰 久
副 町 長 中 口 守 可	しあわせ創造部理事兼 子育て支援課長	岡 本 茂
教 育 長 笠 間 光 弘	会計管理者兼理事	淵 原 義 仁
総務企画部長兼 財政改革部長 白 井 保 二	直轄副理事	保 井 太 郎
直轄理事兼総務 企画部理事兼財中 村 光 延 政改革部理事	総務企画部副理事兼 総務課長	中 田 道 徳
しあわせ創造部長 芦 田 貴志雄	財政改革部副理事兼 行革推進課長	四至本 直 秀
都市整備部長 末 原 光 喜	まちづくり戦略室 (企業誘致担当課長)	西 啓 介

都市整備部 南 康 明 企画政策課長 早 野 清 隆
水道事業理事
教育次長 古 谷 清
危機管理監 亀 崎 義 夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 入 口 博 行 議会事務局副理事 大 山 鐵 男

○会 期

平成23年12月6日から26日（21日間）

○会議録署名議員

9番 田 島 乾 正 10番 中 原 晶

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第4回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。9番田島乾正さん、10番中原 晶さん、以上の2名の方をお願いいたします。

○川端啓子議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日12月6日から12月26日までの21日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月6日から12月26日までの21日間と決定いたしました。

今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可いたします。町長、田代 堯さん。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、12月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議長初め、議員の皆様方におかれましてはますますご健勝にてご活躍のことと、心よりお喜びを申し上げます。

また、本日は定例会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

私は、岬町の町長に就任してからのこの2年間、温かみのある町政を進めること、町政を立て直すこと、まちの未来を創造すること、この三つを基本理念として議会の皆様との連携を密にして

現状の行財政を見直し、立て直すため、第2次集中改革プランの策定や将来を築く第4次総合計画などの具体的なプランを策定してまいりました。

特に、まちの未来を創造することにつきましては、先日の大阪ダブル選挙で争点となった大阪都構想に見られるように、大阪府と政令市の役割分担や広域行政と基礎自治体の役割について、今後、大阪府と大阪市を中心として本格的な議論が進められることと思いますが、本町は府県境に位置しますので、広域行政の今後の進展については相当に注意深く、また危機感を持ってまちの未来を見据えて考え、判断しなくてはならないと感じています。

そういった意味では、私は、岬町内においてもそれぞれの地域の将来像を見据えた町政運営を図ることが重要と考えています。

私が進めてきた多奈川保育所の復活、そして多奈川小学校内への移設は、近い将来に広域行政の時代が訪れても十分に機能するように、地域の住民の方々と支え合う関係、つまり、協働のまちづくりの定着を目指すものであります。

人口が減少してきたからと安易に統合するのではなくて、現在の小学校の資産を生かし、おじいさんやおばあさん、お父さんやお母さんが子どもたちと集う地域の拠点になることで、子育て、教育の向上につながり、地域の誇りと地域力が維持できるものと確信いたしております。

孝子地区におきましても、休校中の孝子小学校を岬の歴史館として活用し、地域の文化交流拠点としての機能を担えるようにリニューアルいたしました。

深日地区も人口の減少と高齢化が進んでおり、深日港を中心とした活性化が図れるのか、現在検討しております。

町内では唯一人口がふえている淡輪地区におきましては、さらなる新たなコミュニティづくりや交流が望まれるところであります。

いずれにいたしましても、今後、各小学校区で地域の拠点として子育て、教育が充実し、地域力が維持、活性化ができるような仕組みづくりは財政の立て直しに配慮しつつも、子ども医療の充実など、必要な施策を実施してまいりたいと考えております。

本町の未来を築くためには議会の皆様、町職員並びに関係者と住民の皆様のご理解とご協力が何よりも必要不可欠であります。何とぞ、岬町の発展のため、今後ともよろしくお願い申し上げます。

なお、今定例会にご提案申し上げます議案でございますが、平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件など補正予算が7件、事件案件として岬町立アップル館の指定管理者の指定の件が1件、条例の一部改正として事務分掌条例の一部を改正する件などが10件、以上1

8件でございます。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○川端啓子議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○川端啓子議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして質問を許可いたします。

初めに、反保多喜男さん。

○反保多喜男議員 議長の許可を得ましたので、これより一般質問をいたします。

質問の前に、先週11月27日の大阪府知事選挙、大阪市長選挙があり、知事には松井氏、市長には橋下氏が当選され、またしても大阪維新の会の圧勝に終わりました。

松井大阪府知事におきましては、我が岬町にも最大限の支援をいただけるように願っている一人でもあります。松井知事の就任を背景にいたしまして、今回の一般質問をしたいと思います。

それでは、一般質問をいたします。

深日漁港内の漁民と府民とのふれあい広場についてお尋ねをいたします。

さきの10月30日に、深日漁港敷地内にて漁業組合と岬町商工会との共催にて初の大きなイベントが開催され、大きな成果があったとのこと。主催者側の発表によりますと、動員数は約3,000人、売上高は一応未公開とのことですが、大成功に終わったことは確かなことです。大きなスペースをもとにして、立派な企画をすれば住民のパワー、そして主催者側の努力、協力によりいろいろな可能性が生じてくるという手本でもございます。

この埋立場所には、私を含め、地元住民の方々も大変なじみ深い場所でもありました。漁船の係留や魚の市場、魚を生かす蛸船の設置を初め、魚関係、そしてまた、住民の方々の魚釣りや水泳など遊び場としてかかわり深い場所でもございました。その場所が埋立によりおかに変わるとの大きな計画が発生し、そして、大きな期待のもと平成7年に工事が着手し、長い年月を経て現在に至っています。

形は完成しているものの、いまだに岬町に移管できず、大阪府の持ち物のままです。理由は簡単なことです。埋立地内に異臭という不備が生じて周辺住民より大きなクレームが発生し、大トラブルに発展し、その続きが繰り返され、いまだに解決に至らず、岬町としても完全な状態であれば移管は受け取れないとの姿勢を大阪府に強く示しているながら、いまだに大阪府はかたくなに手をつけようとしません。

異臭問題におきましては、平成19年11月に始まり、既に足かけ5年の月日がたちました。その間、住民の方々においては、体に悪影響が出て病院に通院の人も発生しております。この異臭問題が解決できなければ前には進めません。

今までは、クレーム発生ごとに岬町担当部署の職員の方々、そして大阪府港湾事務所の所員の方々がその都度総動員のもと対処してもらってはいますが、本体の大阪府が予算を受けて動かなければ問題解決には至ることはありません。

そこで、質問をいたします。

一つ目として、大阪府は、今後、このふれあい広場をどのようにする計画をしているのか。

二つ目は、大阪府は一日でも早く異臭問題の解決に取り組んで、岬町に移管をしようとしているのかどうか。

三つ目として、もし、ふれあい広場が今までのような状態が今後も続くようなら、断定的な利用はできないのか。もし、できなければできるだけ方法はないのか。

以上、この3点の質問をいたします。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

末原光喜さん。

○末原都市整備部長 ふれあい漁港整備事業は、平成7年より漁村、漁港、漁場を中心に一体的な整備を図ることにより、都市住民との交流を促進することを目的とした事業であります。

深日漁港については、府下に唯一残された自然海浜の景観と大都市圏からわずか1時間に位置する特性があります。これを生かし、都市住民が漁業や自然に触れることができる施設を整備するとともに、事業振興に必要な施設を整備し、地域の活性化を図ることを目的とされております。

このため、深日漁港においては漁業振興という漁港整備の基本的な目的に加え、地域の防災機能の向上及び道路整備による停滞の解消と交通安全対策の向上、広場の確保によるコミュニティ活動の振興、震災時の避難地確保など、地域課題の解決に寄与するほか、府民が憩い、交流できる場の提供といった多様な事業目的や効果が含まれております。

この事業実現には地域水産物供給基盤整備事業、漁港環境整備事業があり、府、町、漁港単独事業等を総合的かつ重点的に組み合わせ構成しており、平成7年から第9次漁港整備長期計画に基づき実施をし、平成21年度において基盤整備事業、漁港の基本施設である物揚げ場、外郭施設、土地造成は完了いたしました。

平成22年度より、漁港環境整備事業により緑地や多目的公園等の実施設計に取りかかる予定でありました。しかしながら、議員ご指摘のように、大阪府は財政状況の悪化で予算が厳しい状

況にあり、いつつくかは未定であるとのことであります。また、緑地整備については、ミニ水族館、シーフードレストラン、水産資料館を建設予定でありましたが、社会情勢の変革により見直しが必要となっております。

今後の取り組みといたしましては、今年度中に大阪府が中心となり、岬町深日漁業組合、深日区長会、深日婦人会、商工会等で構成される岬町深日漁港ふれあい整備検討会が発足されます。この検討委員会の意見の集約により大阪府に早期予算化を要望していく所存であります。

2点目の異臭問題であります。

深日漁港の埋め立てに伴い、漁業組合近くから北出地区の岬海岸番川線までの約325メートルにつきまして排水函渠設置がなされており、ここから異臭が発生した時期がございます。この排水函渠は従来、漁港内に流れ込んでいた雨水や雑排水を湾外に排出する目的で設置されました。悪臭の原因は、河口部からの海草が流入し、滞留し、腐敗することが主な要因となっているものであります。

大阪府において海草の流入を阻止するため、メッシュゲートを設置し経過観測中でございます。また、日常管理につきましては、岬町が堆積状況を観察し、これが多くなりますと大阪府とともに搬出処理を行っております。

このため、岬町としては異臭が発生する水路の抜本的な改善がなされない限り、引き取ることにはございません。現在もこの改善を府に申し入れております。

3点目の、現状の用地の暫定利用であります。議員の発言にもございましたように、10月30日に開催されました深日漁港ふれあいフェスタには雨天にもかかわらず、多数の来場者があり、大変なにぎわいを呈しました。

町は大阪府に対して、残事業の早期完成を要望しておりますので、今後もこのような催しを漁業組合や商工会等の皆さん方より利用情報がございましたら暫定利用していただき、残事業の早期着手を大阪府に要望してまいりたいと思っております。

○川端啓子議長 反保多喜男さん。

○反保多喜男議員 再質問をいたしません。が、岬町内に数少ないせっかくの広いスペースの場所を一日でも早く大阪府に対して十分な整備を要求し、そして整備をしてもらいたいです。

この場所を岬町のために、住民皆さんが利用できることを願いしまして、私の一般質問を終わります。

○川端啓子議長 反保多喜男さんの質問が終わりました。次に、田島乾正さん。

○田島乾正議員 ただいま議長の許可を得ましたので、私の通告している部分について、一般質問

をしたいと思います。

まず、冒頭にちょっとお許しを願いたいのは、先般9月6日に一般質問通告した部分で、確認だけしたいと思いますので、逢帰ダムの耐震性について、私は質問しております。そして、私の機関誌で支持者の自宅のほうには回答を届けています。その部分について、先般、自治区長からの要望書の中で、10月6日付で上孝子地区から逢帰ダムの亀裂の件についての要望があがっています。

その中で、詳細等についてはこの場で質問すべきものでないと理解していますので、亀裂があったのかなかったかの、まず回答だけいただきたい。その内容については、また担当委員会、また全協で私なりに質問したいと思いますので、まず担当の方、亀裂があったのかなかったのかの事実関係だけ答弁願いたいと思います。

○川端啓子議長 都市整備部水道事業理事、南 康明さん。

○南 都市整備部水道事業理事 上孝子の区長さんから要望が10月6日に出ているんですけども、その要望の中身としては、今、言われましたように、逢帰ダムコンクリート亀裂の件ということで、そのときに要望が出まして、早速、田代町長を初めとする関係職員で現場を確認に行っております。

○川端啓子議長 田島乾正さん。

○田島乾正議員 貴重な時間、ちょっと変則ではありますが確認をさせていただきました。また、後刻そういう状態等、確認したいと思います。

それでは、通告しました農政について質問したいと思います。

質問の要旨は耕作放棄地、耕作すべきお百姓さんがすべき大事な土地を放棄していると。そして、休耕田ですね、今現在、放棄じゃなくしてつくられないで休んでおられるという、こういう現状で過去、私、平成15年ごろだと記憶しているんですが、かつて私が休耕田を利用して土に親しみたいという住民の希望をかなえるために方策として貸し農園制度の導入を図るべき等を質問した経緯がございます。

その一つとして、淡輪の畑山線沿いにその導入を図ってくれていますが、場所的に説明しますと、みさき公園の水族館、畑山線から水族館、海岸に向かう町道の部分で貸し農園制度を導入していただきました。

これは、本当に住民にとったら家庭菜園するに当たってありがたい話ですけども、その事業が展開なされたんですけども、私なりに政治活動して、町内を車で走ったり、その部分を通過するんですけども、岬町全体、議員活動で走って田畑等を眺めるんですけども、その貸し農

園第1号の部分のほかに貸し農園がありますとか、そういう部分が見えてきていないわけですね。それで、当町で農家の管理実態の把握をどのようにされているのか。

過日、農業委員会で行政委員会名で休耕田の草刈りに取り組むような啓発回覧板が回っております、農業委員会からね。そして、農家の実態の的確な把握をされているのかということですね。今、当町では耕作放棄地が何%あって、そして休耕田、休耕地がどの程度あってと、そういうのは担当部局ではどう把握されているのか。

その部分についてもご答弁願いたいし、近年、農林業センサスを通じて面積の把握参考について行政展開に取り組もうとしている、そういう部分についてもどのように、国からの指導の部分についてもどのように指導を受けて把握して、現在、実態把握されているのか。まず、この3点について、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 まず、貸し農園ですが、先ほどご紹介いただきましたみさき公園水族館裏手に開設しているのが1号で、それ以降の貸し農園はございません。

次に、休耕田を含めて耕作放棄地の面積ですが、平成21年度に農地法の改正があり、平成22年7月から9月にかけて、農業委員が町内全域の遊休農地の調査をいたしました。

管内の農地面積は216.5ヘクタールで、遊休農地面積は51.8ヘクタールであります。内訳といたしまして、市街化区域84.63ヘクタールで、遊休地は2ヘクタールであります。市街化調整区域は131.87ヘクタールで、遊休地は49.8ヘクタールであります。

それを受けまして、平成22年11月に農業委員会に農地の適正管理についてビラの配布を行いました。

今年度は、平成22年度に調査した結果を踏まえて、農作物の作付が行われていない農地を対象に、現在、調査中であります。調査期間は平成23年9月から11月まで、農業委員が調査しております。

その結果がまとまるのは来年の4月以降になると思われれます。その時点で、先ほど質問を受けました耕作放棄地の面積が判明いたします。

○川端啓子議長 田島乾正さん。

○田島乾正議員 質問の部分について、現在、調査中という回答をいただいたんですけども、事前に、今現在調査するんじゃなくして、こういう農政問題で全国的に大変な時期になっているのに来年に結果がわかるというのも、これ大変失礼な言い方しましたら、余り深刻に農政問題に取り組んでなかったん違うかと。やはり行政の団体である農業委員会もそういう問題について調査

をしてなかったんかと。私、担当と違いますので、そういう感じを受け取らざるを得ませんわね。

ということで、本当にこれ残念な答弁ですけども、しかし残念がっていても前に進みませんので、そうしたらどうするんかと。冒頭に私が質問したとおり、貸し農園制度が平成15年から一向に前に進んでいないということも、これ明らかにそういう休耕田、耕作放棄地の問題等については問題視してなかったん違うかと。もう8年ほど前の話ですね。だんだん農家が高齢化が進んで大変な時代に、もう少し頑張っただけなのかな。

再質問ですけども、そうしたら、この統計の答えがまだ出ていないということであつたら、何が原因であつたのかということをもっと再度お尋ねしたいと思います。なぜ、つくりたくてもつくられない、耕作できない、それはどういう原因であるかということですね。

その要因には後継者問題、それもあります。そして、今、大変な有害鳥獣等の駆除の問題、この2点が問題でつくりたくてもつけれない農家がふえてきていると思うんですけども、ここでもう1点、どの程度有害鳥獣が農作物を荒らして、そして被害状況はどんなものかということもお尋ねしたいのと、そして、この有害鳥獣、仮に年間1,000頭以下程度のものが、一生懸命つくったお百姓さんの大事な作物、これは生活にかかわる作物ですね、専従農家としたら。その部分について、どの程度の有害鳥獣があらわれて作物の被害がやられたということは、当然、農業委員会等、担当課のほうでも恐らく把握はされていると思うんですね。

なぜかという、当町も有害鳥獣の駆除の補助を出しているはずですよ。そうしたら、何頭が昨年は発生して、今回はどの程度の補助金出した、予測の補助金ですね。そして、確認したいんですけども、アライグマ、イノシシ、いろいろ有害鳥獣はありますけれども、これ駆除した場合、どう処分しているのかということも、私、ちょっと確認したいんですね。

昔、私、覚えているのは、家でネズミ取りでネズミとったら川へ持って行って沈める、これは残酷な話ですけども、その方法もありましたね。今現在、アライグマは捕ったら、小動物ですから、これをどこで処分、焼却するんやったら美化センターですか。イノシシであれば、それも同じく美化センターで焼却しているのか。この部分もちょっとご答弁いただきたい。土に埋めちゃうのか、その部分、私ども見えませんので。

そして、これは恐らく捕獲免許が欲しいですね、知事の許可制ですから。そういうわなとか、そういう仕掛けするに当たっては知事の許可なくしてやったら、はっきり言って密猟とか、いろんな法に抵触すると思いますので。

昨年度はどの程度の有害鳥獣が出没して、何頭駆除して、そして駆除の方法はこうですと。そして、免許所持者は何名岬町におりますと。これ、恐らく免許の貸し借りは駄目と思うんです。

やはり、おりに、ある字のおばあちゃんが入ってしまったという、過去、そういうことも聞いていますので、非常に危険なものです。一つ、私が今申し上げた部分について、ちょっと答弁できる範囲内で結構です。わからないものはわからないではっきり言ってもらったら結構ですから、一つご答弁願いたいと思います。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 まず、貸し農園制度についてですが、事業展開が図られていないと、その辺の要因についてまず述べさせていただきたいと思います。

町のほうも、何も手をこまねいたわけではございません。平成21年度においては、農業従事者に遊休農地解消対策の休耕も含めアンケートを行っております。そのアンケートの結果は、304筆中11筆が貸してもよいとの結果がございました。大半の方は貸し農園提供には消極的な結果でございました。

進まない要因といたしましては、まずまとまった土地が少なく、利便性として、道路整備状況から見て利用者が容易に到達でき、用水の確保も必要であります。また、ほかトイレ等の休憩施設が整備されていることなどがやっぱり利便性として大事なことと思われまます。

貸出者としても、駐車場用地の確保やトイレの設置に費用が発生するなどの問題がございます。そのような結果、新たな展開には至っていないという状況がございます。

また、法律の規制もございまして、町が市民農園を開設する場合には特定農地貸付法により利用者に小面積の農地を貸す方法で行うことができます。ご承知のように、農地の貸し借りは農地法では規制されておりますが、特定農地貸付法によって可能になっております。貸し付けに当たっては要件が課されております。

また、特定農地貸付法による場合には、農業委員会が承認する際に適切な駐車場があるかどうか、他の方に迷惑掛けないか、そのような判定をすることになっております。そのような結果、貸付要件を満たしている適地がなかなか見つからないという状況でございます。

それと、先ほど、町として放棄地の確認ができてないという状況ですとこまねいていたのかという質問でございますが、これは府のほうから国の指針に従いまして、調査順位で、昨年度、耕作地と遊休農地を判別するような指示がございました。

その後、今年度はその遊休農地につきまして、すぐ今度、農地に戻せるような状態であるのか、議員ご指摘の全く放棄された土地であるかと、そういう判別をするような資料がございましたので、今年度、農業委員の方と協力してやっている状況でございます。

それと、田畑を荒らす有害鳥獣の被害、駆除の状況でございますが、被害につきましては、

個々の被害状況についての報告というのは町のほうでは十分把握できておりません。

被害が出ているために、どのような対策をしていいのかというのは相談がございます。その場合、今、よくやられているのは網を設置する、また電気を流すというような方法がございますが、これにも非常にお金がかかるということで、農作物をつくるのを放棄するというような方向に動いております。

また、我々の指導とすれば、反対にそのまま対策をせずに農作物をつくりますと、現状ではえさを与えていると、繁殖させるような状況もございますので、そのようなことのないような指導を行っております。

イノシシ、アライグマにつきましては、猟友会、また有害鳥獣対策連絡協議会のほうに委託をしております。

まず、有害鳥獣対策といたしまして、本町は他の市町村に先駆け、平成15年度に有害鳥獣対策連絡協議会を立ち上げて、鳥獣被害対策に取り組んでいるところであります。本協議会は農業委員、実行組合、猟友会等のメンバーで構成されております。内容は、猟友会による駆除、捕獲おりの設置など、鳥獣対策を講じまして農作物の被害の軽減に努めているところでございます。

議員ご指摘の、有害鳥獣のイノシシの処理の件でございますが、我々聞いているのは、食料としたり、山等へ埋めて処分していると聞いております。処分方法としては、大阪府に確認いたしましたところ、違法ではないとのことでございます。

アライグマにつきましては、死骸を美化センターで焼却するのではなく、町営の火葬場で処分しております。

先ほどの協議会の内容でございますが、捕獲免許所有者は11名で、おりの設置数は13基あります。淡輪地区1基、深日地区2基、孝子地区3基、多奈川地区7基であります。

そのようなことで、協議会と連携して鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 田島乾正さん。

○田島乾正議員 今、有害鳥獣等の被害状況等のご答弁をいただいたんですけども、全体の頭数とか、その部分についてはまだ触れられてないと思うんですけども、やはり、この駆除するのは大変難しいと思います。やはり、そういう知識がなかったら携われないし。

そこで、一つお願いしたいのは、私の知り合いが今回やっと駆除の免許ですね、捕獲免許、これの許可がおりました。まだ実際免許はいただいてないらしいです、今回の知事選で、ちょっと知事の名称を入れるんで手間取っていると。

しかし、そういう考えを一般の方が持っておられて、その費用に、田島さん2万円ほどかかる

んやでと。やっぱり、そういう駆除をボランティアですするのにこれだけかかるということで、補助金の部分、今、回答もらってないんですけどね、いくら補助出しているとか。そんなんで、今現在いくら出しているんですか。その金額に、どうですか、町長もおられるんですけども、大変困っている農家に対して、今言った、ボランティアの方でも免許もらうのに2万円以上要ると。そして、まだおりもこしらえないといかんという行為の部分について補助金は金額聞いてないんですけども、私、予算書で見たらわかりました。

やっぱり、その金額では低いと違いますか。もう少し補助金のアップをしていただいて、完全に駆除できるような体制に持っていかと、やはり、大事な田んぼのところを破られてしまったり、次に耕作できないような状態の被害者もおります。

ということで、もう一度、あとの埋める部分についてはお尋ねしません。補助金の部分についてももう少し出せるんか出せないか、部長、一応この点、答弁願います。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 鳥獣被害対策の協議会の予算ということで、一応70万円の設定をしております。

現在、協議会の中で支出しているのは、猟友会尾崎支部に有害鳥獣の駆除をお願いするという内容。また、先ほど言いました、免許を取っても更新が必要であるということで、免許更新料11名分で20万1,400円です。また、免許の更新ということで7名の方というようなことをやっております。先ほど出ました、保険もボランティア保険という形で約60名の方に出しております。

捕獲おりについても、先ほど出ました、数になってきますと、それを適正に管理するというところは非常に難しい状況になっています。ですので、猟友会と有害鳥獣対策連絡協議会と協議しておるのは、おり数については現在のままになるのかなど。

あと、新たにイノシシというのは大体300頭程度が捕獲ありますので、そのあたりについて、数がたくさんふえている状態であるので、手数料としてふやしてもらえないかという要望は我々も聞いております。

したがって、駆除を進めるためには原課としては何とか委託料をふやしていく方法もございしますが、そのあたり、町の財政も厳しい状況もございしますので、また新たな方法で協議会と相談して対策を講じたいと思っています。

先ほど、新たな免許を取られた方がいるということでございしますので、ぜひとも有害鳥獣対策連絡協議会のほうに参加いただいて駆除に当たっていただきたいと考えております。

そうすることによって、免許更新の費用とか、そういうのを協議会の中から支出したり、保険が出たりとかございますので、ぜひとも参加願いたいと思っております。

○川端啓子議長 田島乾正さん。

○田島乾正議員 わかりました。70万円で300頭駆除していただいているということで。

そして、その方には私のほうから申し添えておきます。その節は、また団体等で行動するように、一つお願いしたいと思います。そして、この部分について、来年度の当初予算を組む前に、一つ、区長からこの質問があったということで、予算についても一つ汗をかいていただきたいなと。これは、私からお願いしておきます。

でないと、来年の予算も70万円やったら、どうも部長は、私の一般質問を真剣に聞いてくれていなかった、そういうこと、僕、ほかの面あほやけど、こういう面はしっかり覚えていますので、一つよろしく願いしておきます。当初予算の部分ですね。

そうしたら、有害鳥獣の部分についてはもう結構でございます。

市民農園というのは、大阪府のいろんなひもつき事業的なもので、やはり部長、先ほど言ったとおりトイレの問題、駐車場の問題、いろんな部分をクリアしないと市民農園ということは立ち上げできないと。

私も最初、平成15年にそういう家庭菜園の農園の部分について担当の田中部長でしたか、その方といろいろ議論してやったこと。ただ、そういう市民農園型じゃなしに、農地法で問題になったら、これ農業委員会等でいろんなまた改正とか、そういう例外規定なんか設けられると思うんです。僕は余り農業委員会は経験は少ないんですけども。そういう方法を取り入れれば土地所有者と借りる側との話し合いもスムーズに行けると思います。どうしても心配でしたら、町が中へ入って、そういう町が休耕田を借りると。

借りるに当たって、やっぱり農地法の問題があるから農地法の部分については例外規定を設けて、岬町が借りて、そして岬町が責任を持って家庭菜園されたい方に貸し出すと。そういう方法もあると思います。

法律があるからできないじゃなくして、法律があるけれども、法律を改正するというのもできますので、一つそういう事業を来年度からしていただきたいと、かように思います。また、来年、平成24年には実態調査が出るということですので、来年、農業委員会に入りたいと思いますので、一つ、入った暁にはまた議論しましょうか。

そして、私の提案ですけれども、これからは。まず通告して、ある程度は部長もその部分について調査していただいた話と思うんですけども、まず冒頭に、この前いつだったか、11月2

0日の新聞で、農業のあり方の定義って、名古屋大学教授の農業経済学者の生源寺という方がこれ書いているんですけど、これはTPPの問題で部分的なことを、民主党の政策等についていろいろ提言なりしている部分です。これは避けていきますけれど、あとアンケートの部分で、読売新聞がアンケート調査したところ、専従農家じゃないんですけども、農業をやりたい、趣味でやりたいという方が全体で32%あります、趣味としてやりたい方がね。それで農家、仕事としてやりたいという方は4%しかいないんです。

ですから、日本の農業というのは衰退していくのはもう歴然としていますので、そういうわけにいきませんわね。やはり自給自足できる日本になってもらう、そのためには地方から、我々から放棄地を何とかしようということで、私、今回、一般質問しているんですけども。

やはり、32%の方がプロでなくてもやりたいという声があるんですわ。岬町のその32%の方が定年になった方とか、やはり仕事に行きながら週末、そういう菜園をやりたいという方がいるのは事実、この調査の結果でわかります。趣味としてやりたい方は、年代別に見ても、30代でも35%の方がおられます。そして、私と変わらない70歳以上の方でも28%の方がやりたいというアンケート出ていますので、これも一つ参考で農政問題に取り組んでいただきたいと思います。これは、大変農業に対して興味を持ったパーセンテージが出ているわけですから。そこで、市民農園とかそんなのがあればやりたいと、32%の人が申し込んでくると思うんです。

ということで、余りものづくりについて否定的な考えじゃなくして、やっぱり町がそういうぐあいには休耕田、放棄地等については進んで借りる、法的に借りられるのであれば借りていただいて、回覧板等で広報していただきたい。私の第1号の農園だけじゃ、ちょっと駄目ですよ。2号、3号、4号とこしらえていただきたいということで、今回、質問しているんであつて。

そして、一般とかも調査していただいたと思うんですが、これは一例でありますけれども、鳥取県の東部の部分で、プロジェクトチームを組んでいるんですわ。こういう、これ何と読むのかわかりません、八頭プロジェクトチームね。これ、県と自治体に取り組んでいるわけです。1市4町でしたか、広域的なこういう放棄地の問題について取り組んでいますよ。

これは、平成19年に農林局の農業振興課と県民局企画課県民課と、そして県整備局計画調査課、農林農業振興課、そして農林局農業改良所、ここのチームワークが平成19年に取り組んでいるんですわ。

これはヤギの放牧でございます。今、全国に推定25万頭がおるわけです。僕ら小さいときはもうほんまに近所の農家には必ず牛や皆おったわけですね。なぜヤギがおるかということは、農繁期に草が生えた場合にそのヤギに草を食べさせて、草刈りせんでいいわけですね。ヤギに食べ

させて、そしてそのヤギのふんを堆肥として土に返すと。もうほんまに自然農法です。

そして、ヤギというのは産まれて半年たったらもう繁殖の時期がきます。半年で妊娠して、その半年後、150日後にはもう子どもを産むわけです。ということで、飼育しやすい動物なんです。牛みたいに大きなものでしたら、子どもとか年寄り扱えませんが、このヤギの小型動物は子どもさんでもヤギのえさやりに自分の田んぼとかそういうところへつなぎにいて、そういうことができますので。

それをしたのが鳥取県の、例えば泉州地域、広域的な部分でやりはったと思うんです。大阪であれば、大阪府と1市4町でそういうプロジェクトチーム。平成19年12月にやっているんですけど、これが結果が出たので事業化しなさいということで、事業化をしたわけです。

そして、事業化したら、今度、放牧用やけれど、レンタルシステム。買いなさいよじゃないんです。草を刈ってほしかったら電話くださいと。出前でヤギ持って行って草刈りしますということ、先ほどのプロジェクトチームがその結果を出して、平成20年6月にはそういうレンタルシステムをとっています。

この部分について、貸し付けとか、貸出期間とかいろいろ項目がございます。レンタル料、ヤギ1頭当たり2,000円ですね。2,000円というのは一つの田んぼを刈るまでの部分です。

大体、ヤギは1日にいくらでしたかな、結構草刈りをする熱心な動物ですので、刈りやすい土手とか、あぜとか、もうほんまに人間が斜めになって機械でやるようなところを、ヤギが一生懸命根っこまでかんでくれるんです。そういう事業、高速道路とかでも、ああいうような斜面で危ないところなんか、ヤギをつないで草刈りしています。それも僕は見えています。

ということで、和歌山県の畜産農業試験場、これは白浜から向こうにあるんですかな。そこもそういう試験的な公共の場所の草刈りをさせております。

ということで、いろんな項目があるので、この部分について、部長もこういう資料を取り寄せてくれたと思うんです。そうしたら、私の言っている、最初は夢みたいな、あほなことを質問していると思うかも知れないけれども、実際、岬町でそういうヤギを飼う、それだったら、私のところで困っているからヤギをレンタルしてと、運んできてということになれば、農家も助かるし、岬町も助かるのと違います、きれいな農地になったら。

ということで、一つ、この事業についてまず、これはできる事業かできない事業か、部長、ちょっとその点、答弁してほしいんです。できるなら、もう少し、私、質問しますけれど、できないという答弁でしたら、私もうやめますから。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 田島議員の質問のヤギのレンタルシステムに入る前に、先ほど、町のほうが市民農園を開設するに当たってはいろんな条件もございましたが、農地法の改正によりまして、農業協同組合とかNPO、また企業等が市民農園を開設することができるようになっておりますので、また各団体と協議して、町だけではなくて、そういう農業委員会とか、農業協同組合とか、他の部署と連携してふやすような方向を検討しておきたいと思っております。

それと、ヤギのレンタルシステムに対するご質問でございますが、私も通告を受けてこのレンタルシステムについてネットで調べてまいりました。確かに、このシステムはうまくできておりまして、利用者にとっては非常にメリットのある方法だと私も考えております。

私も小さいころ、近所にヤギが放牧されておりました、私が刈り取った草を与えると、ヤギがおいしそうに食べるということで、小さいころはいたのですが、そのあたり、草刈り機とか農薬、除草剤ですね、それがあることによってか、自然といなくなってしまうと、現在、私も淡輪で全然見かけなくなりました。そのような状況の中で、議員のおっしゃるような形でレンタルシステムができれば、非常に利用者にとってメリットがあると思っております。

しかしながら、例えば町がその事業を立ち上げてヤギを保管するとか、そういうことになると、非常に我々組織が小さいですのしんどい状況になるかなと。そうなりますと、また大阪府と、そういう農林部局と協議して、あれば我々も進めていきたいと思っております。

しかしながら、実際にやるとなると、すぐにスタートするというような状況ではないのではないかなというような状況でございます。

○川端啓子議長 田島乾正さん。

○田島乾正議員 そういう貸し農園等についても、一つ団体のほうと協議して、なるべく町が地主さんにお借りして、そして住民さんに38%家庭菜園やりたいという方がおりますので、その方の第二の人生の楽しみの一つを町も提供すべきだと思いますので、健康で長生きしてもらったら、健康保険会計も圧迫されないと思いますし、やっぱり医者へ行かんと畑行かなあかんねやというような気持ちをもってもらったら国保会計も、部長、難しい顔しているけれども、助かると思いますので、一つ、その方向でお願いしておきます。

そして、ヤギの部分ですけれども、町がそんなヤギ何十頭も買い入れて、部長に管理してくれとは言っていないので、安心してください。ということで、その部分については、やはり農業委員会とか、またシルバーの方がたくさんおりますわね。まだ、うちは人材銀行の正式なあれは町は認めていませんけれども、ただ、外郭団体で個人的にボランティアでやっている、そういう人材銀行を設立している方がおりますので、私もその方も知っています。また、そういう方に働きか

けてしたほうが僕はスムーズにいくと思うんです。

やはり、大切な農作物を食べられたら困りますので、その方面も研究もせないかんし、ということ、この話は悪いですけども、部長に飼えとは言ってませんので、一つ振ってもろたら結構ですから、そういう暇な方がたくさんおりますので、家庭菜園したいという方が岬町にもたくさん健康な方がおりますので、その方により一層に健康にしてもらうためには、こういう事業を町がこしらえて事業を助けてもらうということは、その方も町の事業を助けてるのやという意気込みも生きがいもありますし、一つそういう方向で。

そして、ヤギというのは、申しおくれたんですけれども、山すそとかそういうのを刈り込む動物ですので、草ばかりじゃないんですわ。いろんな木の葉っぱとか、ササとかいろんなものを食べるんです。そうしたら、山すそがきれいになったら、イノシシも出てこないわけです。そういう実例があるらしいですよ。ヤギで除草することによって、山からおりてこない。雑草が生えていたら隠れ場所があるから出てくるんです。

ということで、刈り込めばイノシシはそこから来ないらしいですよ。これ、僕も担当の方に聞いたんです。そうしたら、結構、有害鳥獣の防止にもなるということも聞いておりますので、一つこの部分について真剣に取り組んでいただきたいなと。プロジェクトチームを立ててください。私も協力します。来年度の役選では、事業委員に入って、農業委員必ずとるように努力しますの

で。

そうして、最後になりますけれども、滋賀県の高島市、そこに障害施設があるんです、無農薬。そして化学肥料使いません。その施設に僕、いろいろ連絡をとったら、そういう意向でしたら、私どものヤギを分けましょうということ連絡いただいて、この10月に産まれたんですわ。ですから、今は親と離すのはちょっとぐあい悪いと。離乳時期、年明けぐらいに譲りますということで、私、軽トラックで滋賀県の遠いところまでもらいに行ってきますので、そのヤギを一応試験的に、個人的に除草作業しますので、それも一つまた来年になったらそういう資料等を提供します。そういうことで、必ずやっていただきたいなと思いますので、最後に町長の考えを一つ、農政について、ちょっと一言。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 田島議員のご質問のとおり、岬町は農業従事者が高齢化してきて、非常に担い手が少なくなっていて、これからの農業空間をどうするかという問題がこれから非常に議論をしなければならぬ状況に入ってきたかなというのは事実でございます。

そんな中で、いろいろ農地を貸し農園にしたり、または町内外からそういった農業従事者の参

加を求めていくということがこれから大事なかなと思っております。

確かに、米づくりは国づくりというほどの本当に大事な農業政策でございますので、今後、農業委員会等々と十分そういったご質問の議論もさせていただいて、今後の農業の活性化に図ってまいりたいと思っております。

最後ですけれども、大阪府から農行政で大阪農空間を守り育てるという、農とみどりという通達が来ておりますし、これは泉州にあるわけなんですけれども、その部署と我々とは常に連携し協議をしております。

昨年だったと思うのですが、平成22年5月に農業委員会のほうに諮問いたしまして、今、さまざまな問題についての諮問審議会等も経ておりますので、それに基づいて先ほど担当部長の説明にあったような方向で頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川端啓子議長 田島乾正さん。

○田島乾正議員 最後に町長も、大阪府との連携で農とみどりという取り組みをされているということ初めて私確認したんですけれども、本当にありがたい話ですので、町長以下、農について、今後日本の将来に向けても一つ真剣に取り組んでいただきたいなと思いますので、私の質問はこれで終わります。

○川端啓子議長 田島乾正さんの質問が終わりました。次に、道工晴久さん。

○道工晴久議員 議長のお許しを得ましたので、平成23年12月第4回岬町議会定例会において、既に通告をいたしております大綱2点につきまして一般質問をさせていただきます。

日本経済も今なお先の見えない最悪の状況であります。我が岬町も苦しい財政運営の中でまちづくりをやっていかなければなりません。町が掲げております、心かよう温もりのあるまちづくりをしていくには思い切った発想の転換が必要であります。住民の皆さん方に本当に喜んでもらえるまちづくりが急務であります。

そこで、1点目の広域行政の推進についてお伺いをいたします。

大阪府も大阪都構想の中で、大規模な広域行政化を推進しようとしておられますが、岬町も既に消防、防災については泉州地区を一つのエリアとしての広域化すべく協議を進めておられるとお聞きいたしておりますが、し尿処理、ごみ処理の広域化についてお考えになっておられるのかどうか。

とりあえず、泉南市、阪南市で運営する泉南阪南清掃事務組合に入っただいいてごみ処理を広域化してはいかがでしょうか。し尿処理につきましては、泉南市は阪南市の処理施設にお願いしたいと内部で協議をされておられるように聞いておりますが、岬町も一緒をお願いして

はいかがでしょうか。町の考え方をお尋ねをいたしたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 まず、岬町の現在のし尿処理及びごみ処理施設の概要について説明をさせていただきます。

本町のし尿処理施設は、昭和42年度に計画処理量1日当たり30キロリットルとして稼働を開始しました。その後、搬入量の増加に伴い、昭和57年から58年度にかけて旧施設を含め改造、増設を行い、現在の1日当たり50キロリットルとして、昭和59年3月から稼働を開始して現在に至っているところであります。

ですから、この施設は、新施設区域でも22年、旧施設区域では40年が経過をし、設備の補修更新を行いながらし尿処理及び浄化槽汚泥処理を維持してきました。しかし、貯留槽や曝気槽はもとより、各施設においても経年劣化が著しく、これらがもし動作不能となれば処理ができなくなるというような状況であります。

一方ごみ処理施設ですけれども、これは昭和61年4月に流動床式焼却炉として処理能力1日当たり50トン有する焼却施設を新設し、その後、平成12年には排ガス高度処理施設、いわゆるダイオキシン対策としての施設に改修をし現在に至っているところです。これも同様に経年劣化による設備の痛みは激しく、毎年の定期点検、機器設備の補修、修繕を行いながらごみ焼却業務を継続している状況であります。

このように、し尿処理施設、ごみ処理施設、いずれも建設から20年以上が経過して、経年による設備の老朽化は否めない状況であります。

これに対応して、町のほうでは両施設とも長寿命化計画を立てて施設の延命策を図りながら、できるだけ現有施設を効果的に活用していくように対応しているところであります。

さて、府下のごみ・し尿に関する広域処理の状況であります。道工議員がご指摘なさいましたように、近隣では既に、阪南市と泉南市においては一部事務組合による清掃組合を立ち上げてごみ焼却を行っております。また、泉佐野市と田尻町では同じく一部事務組合で、ごみ及びし尿を処理しております。

府下において、このようにごみ及びし尿処理を広域にて処理している組合が全部で9組合あるのが現状であります。

広域化の取り組み状況ですけれども、広域による処理をめぐる動きとしましては、し尿及び浄化槽汚泥については広域化など効率的で安定した処理体制、災害などの緊急時における処理体制、

その他適正処理に必要な事項を検討するため、高石市以南の市町組合で構成する泉州地域し尿処理施設広域化検討会議が平成22年2月に設置されているところであります。

し尿処理の広域化につきましては、災害による施設の被災、大規模な修繕による一時的な稼働停止の場合に支援による受け入れの必要性は各市町とも認識しているところですが、経常的な受け入れについては搬送方法など諸課題が多く、いずれの団体もまだ受け入れについては検討が必要という状況であります。

一方、ごみ処理の広域化につきましては、堺ブロック及び高石市以南の市町組合で構成するごみ処理広域化ブロック会議において広域による処理を初めとした課題について情報交換等、議論をしているところであります。

道工議員がご提案されています近隣との広域化の問題でありますけれども、泉南市及び阪南市がつくっております清掃組合、ここは以前から組合としての焼却ごみ減少により本町分の受け入れも可能とのことでございました。

ただ、現在は施設の老朽化により処理能力、稼働率とも低下をし、処理量の減少もあり、効率化を図るために2基の炉のうち1基の運転を行っておるところでございます。この1基運転の段階では岬町の分の受け入れは難しいというように担当者からは伺っているところであります。

また、今後もし受け入れが可能だとしても、その2基目を動かさざるを得ないと。岬町の分を受け入れるについては2基目を動かさざるを得ないということについての増額費用の案分の問題、あるいは、基本的には焼却単価の問題、施設の維持補修費、あるいは新たに増設、あるいは改築するときの費用案分、それから搬送方法、搬送時間など、もろもろの課題を解決する必要があります。

特に本町の施設では、し尿処理場から出るし渣及び汚泥を両方とも岬町内で焼却処分できますけれども、阪南市、泉南市の組合施設ではし尿処理場から排出される汚泥がこの組合施設では焼却できず、別に処理を委託しているという実情があります。

次に、し尿処理につきましては、泉南市、阪南市、それぞれ個別に処理場を持っております。ただ、泉南市の処理場については老朽化が激しいということ、阪南市については比較的新しい施設であります。

しかし、阪南市の処理場の稼働率は既に95%を超えており、他市町のし尿を受け入れる余地は今はないというように阪南市のほうから聞いておりますので、すぐに岬町分の委託処理が実現できるという時期では今はないと考えられます。

今後の方針ですが、ごみ処理施設では経年により毎年多額の点検修繕費用が必要となっ

ております。設備の故障によって焼却が不可能となった場合については新たな施設建設に岬町の処理量では国庫補助の対象外となり、多額の一般財源が必要になるという実情があります。

本町では、分別収集によってごみ質の改善、減量化を行い、焼却ごみ量も減少してきております。現在の施設をできるだけ延命稼働を図りながら、今後、広域処理にかかる検討をしてまいりたいと考えております。

し尿処理施設におきましても老朽化が激しい設備機器があります。これらを年次的に更新してきましたけれども、処理躯体そのものの経年劣化は否めない状況であります。施設が稼働できなくなればたちまち汚泥処理を他団体をお願いしなければならない状況であることから、施設機器の点検、更新を行いながら、中期的展望に立った改修計画の策定において、広域での処理を検討する必要があるというように考えております。

○川端啓子議長 道工晴久さん。

○道工晴久議員 今、各阪南、泉南の清掃事務組合の話も聞かせていただきました。もちろん、私も私なりにその状況の把握は十分いたしているつもりでございます。

阪南と泉南の清掃事務組合の焼却場については2基のうち1基しか運転していないということは、泉南市も阪南市もごみの量が減り、有料化にしてから2分の1になったということはおっしゃっていました。

ただ、もちろん、今回岬町でもいろいろこの有料化の問題も出ておりますけれども、町長の判断で無料化という形で継続はしていただいていますけれど、岬町も同じように減っていつている、分別収集することによってごみも減っている。そういう動きも十分感じられます。

ですから、やはり自分のところのものは自分のところで処理するのではなしに、し尿処理もごみも含めまして広域でやっていけるように、今、広域的な高石以南での広域行政、このし尿処理とかごみとかいろいろ含めましての検討をやっておられるということでございますので、それに期待をいたしたいと思えます。

ただ、私の試算では、今、年間約3億円ほどかかっている経費が半分ぐらいでやっていける。これはなかなか私は今の町財政の運営から考えますと、その方向を打ち出してほしいなという思いを持っておりますので、その点一つ、費用的なことも含めましてお考えをいただきたいと思えます。

この件については、以上で終わらせていただきます。

次に、産業振興とまちづくりについて伺います。

その中で、今後の企業誘致についてであります。岬町議会でも企業誘致特別委員会をつくり

まして、いろんな角度から検討いたしておりますけれども、町として、今後どのようにして企業誘致を行っていかうとされておられるのかお伺いをまずいたしたいと思います。

○川端啓子議長 直轄理事、中村光延さん。

○中村直轄理事 道工議員の近年の本町における地域経済の低迷、若年層を中心とする人口流出、職場と住居の近接がなかなか困難な雇用情勢を何とか打破したいというような思いで、新たな企業誘致は町政の最重要課題であると認識いたしております。

そのため、平成18年に企業誘致条例を改正いたしまして、固定資産税等の優遇制度を設け、多奈川地区多目的公園内の事業活動ゾーンや関西電力多奈川発電所跡地を大阪府の第1種産業集積促進地域の指定を受けるなど、大阪府企業誘致推進課や空港戦略室とも十分に連携を図りまして、企業誘致に取り組んでいるところでございます。

また、本年度は昨日でございますけれども、岬町地域産業活性化協議会を立ち上げ、大阪府、関西電力、地元商工会、近隣の大学に参画を求めまして、産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本計画を作成し、より企業が岬町に進出できる条件整備の構築に努めているところでございます。

現時点におきましては、多目的公園事業活動ゾーンにおいて、太陽光発電所、水耕栽培の事業者と進出の基本協定を締結いたしたところでございます。

現在、残地の部分につきまして追加の企業募集を行っております、これにあわせて、鋭意、大阪府とともに大手ゼネコンさん、銀行さんに出向きまして、企業進出情報の入手に努めており、できる限り地元雇用が発生する製造業関係の企業進出を目指したいと考えておるところでございます。

引き続き、企業誘致に積極的に取り組んでまいりますので、ご協力、ご理解をお願いしたいと思います。

○川端啓子議長 道工晴久さん。

○道工晴久議員 今、聞かせていただきますと、いろんな団体を巻き込んでの地域産業の振興協議会を策定したということでございますので、期待をいたしたいと思います。

ただ私は、関西電力の第二発電所ですね、これも議会からもいろんな意見も出ておりますが、ぜひとも天然ガス化していただいて、早期に再稼働してもらえるように、関西電力さんをお願いすると同時に、過日も関西電力の堺港の発電所の見学も実施いたしましたけれども、関西電力では温室効果ガスの削減など、地球環境問題への積極的な対応と、大切なエネルギー資源を有効に活用するために、最新鋭高効率のコンバインドサイクル発電を行っておられますけれども、この

ようなものを岬町へぜひとも、あと4・5基誘致して、残地もありますから、やってもらいたいなど。

今までは関西電力さんは、岬町に対してあんまりいいイメージを持っておられませんでした。多奈川第二発電所の建設のときに大変な事態になったという思いで、私自身も持っておりますし、町当局の方々もそれぞれの立場でいろんな受けとめもされておられたと思います。

もう反対運動も一切町で責任持ってやりますよというぐらいのことで、関西電力さんに働きかけをやっていってもらってはどうかと思うんですが、その辺、町長どうですか。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 この問題、発電所の再稼働については、新聞、またテレビ等でもご承知かと思えますけれども、福島原発事故以来、原子力の再稼働が難しいということで、そうすると、多奈川第二発電所も再稼働の道があるんじゃないかなという期待もいたしました。

残念ながら、今、国のほうではいろんなストレス検査等を受けて、来年には再稼働というような形づくりができるかのような報道がされております。

しかし、そんな中で我が町といたしましては、先般、関西電力の関係者がおいでになりまして、どうしても再稼働は非常に厳しいという中で、海南の第二発電所、つまり第一、第二、第三、第四号機あるわけなんです、そのうちの第二号機が休止中ございまして、それを再稼働させるには現在第一、第三、第四号機と稼働している関係上、再稼働がしやすい条件にあるということから、どうしても第二号機を再稼働したいというご報告がございまして、その後、新聞等にも報道されたかと思いますが、そんな中でかなり強いことを私も申し上げております。

いつまでもあの空き地を放置しないでほしいし、いつまでも休止したまま放置しないでほしいと。余り長くなると、やはり住民感情が起きてくるから、その辺はしっかりと関電さんのほうも再稼働ということも考えて検討してほしいということは申し上げております。

道工議員のおっしゃるとおり、本当にまちが衰退化してきている中で、また、人口減少も含んだ中で、雇用のやっぱり拡大ということもしていかなきゃならないということで、一応、土取り跡地には先ほど説明があったとおり、太陽光発電と、それから水耕栽培、これは雇用の問題が、障がい者のためにはそれなりの雇用があるわけなんですけれども、それ以外に、第二募集を現在行っております。現在、あらゆるところからご相談に来ております。それには製造部門も来ておりますので、そういった中では土取り跡地についてはいかような形になっても張りつけられるかなど、企業さんが来ていただけるかなというように思っておりますが、多奈川の現在第一発電所の跡地については非常に厳しいということから、先ほども何とか優遇策を考えようということで、

先般議会のほうでご承認いただいた優遇条例を適用して、さらに企業さんが来やすい条件をつかってまいりたいというように思っております。

LNGの問題もよく道工議員のほうからお話は聞かせていただきますけれども、私もそういった施設に入れかえて何とか再稼働の道を探りたいということを申し上げているんですが、今のところ関電さんのほうとしては、なかなかいい答えが出ていないということだけは申し上げておきたいと思います。今後、さらに努力をしてまいりたいというように思っております。

○川端啓子議長 道工晴久さん。

○道工晴久議員 町長の意欲的なお考えも聞かせていただきました。本当に、今まで関西電力さんが第一、第二発電所が動いているときの経済効果、かなりのものでした。当然、中で働く方々の人間のいろんな町内で使っていただいているお金、こういうものも本当に恩恵を受けられている地域の方がたくさんございました。それが全くゼロになる、これではやはりなかなか活性化もやっけていきにくい。

ですから、まず第二発電所、現在あるわけですから、これをまず再稼働していただけるように町としても精いっぱい汗をかいていただきたい、この要望をまずさせていただきたいと思えます。

次に、観光産業の振興についてお伺いをいたしたいと思えます。

岬町は観光のまちとしてよくPRしておられますね。今、状況を見ますと、どうも声だけにとどまっておられるように思えてなりません。みさき公園、淡輪遊園、深日港のふれあい漁港、小島とつとパーク、里海公園など、町の力の入れ方の一つでもっともっと観光産業の振興ができると思えますが、町として、これからどういうふうにやろうとしておられるのか、お考えをまずお聞かせをいただきたいと思えます。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 道工議員の、町として観光産業をどのように考えていくのかについてでございます。

現在、第二阪和国道の建設、延伸工事が急ピッチで進んでおり、平成27年度には和歌山市までの暫定供用が見込まれております。その折には、深日ランプ、孝子ランプも同時に供用されると聞いておりますので、大阪や和歌山方面から非常に利便がよくなるということでたくさんの来訪者が来られると思えます。

しかしながら、第二阪和国道を利用して岬町に一たんおりにいただくためには、当然、魅力あるまちでなければなりません。現在、各地の海辺にある観光地には大型の鮮魚店やシーフードレ

ストランが多く見られ、大型バスに乗ってきた客で非常ににぎわっているという状況でございます。

岬町も基幹産業の一つであります漁業を中心として、将来設置できるようになれば大勢の方が押し寄せることになり、漁業産業だけではなく、商業にも、農作物の販売にも多大な影響を及ぼし、町の活性化になると考えております。先日催されましたふれあい漁港フェスティバルには、和歌山方面からのお客さんも多数来られて、大変にぎわいました。これらを企画されました漁業組合や商工会等の関係者の皆様方の今後の活動が期待されるところでございます。

今後、岬町に現在ある観光施設だけではなく、新たに観光資源を見つけ出し、これらを活用すべく商工会等の関係者と連携して、各種情報の提供や発信を行うとともに、イベントなど、人の交流が生まれる場の提供に取り組んでまいりたいと思っております。

また、地域産業の活性化に取り組むため、地元の農業生産者や漁業者との連携、地産地消を進め、地域資源を活用した特産品の商品開発の支援を行ってまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 道工晴久さん。

○道工晴久議員 今、部長の話では、漁業を中心としたまちづくり、それによって商業も一緒についてくると、こういうことですが、今、ちょっと気になったのは、商工会なりに期待をかけてというようなことですが、やはり、私は町がもっともっと力を出して、先導していくような立場でなかったら、なかなかそれぞれ自分らの団体を運営するので精いっぱい。ですから、それを一つに束ねるという仕事を、それはやっぱり町の立場だと思えます。その辺をぜひともしっかりと考えていただきたいと思えます。

そういう意味で、私は観光協会、今、淡輪観光協会しかありません。これは、淡輪遊園からスタートしたものでございますけれども、こうして深日地区やら多奈川地区にもいろんな催しもありますし、施設もできておりますし、観光協会をつくっていただいて、そして、これをもう岬町観光協会として一本化して、いろいろな連携を持ちながら産業の振興を図っていくべきやというふうにも考えます。

その辺の観光協会のない地区への協会の設立と一本化について、担当の方のお考えをお聞きしたいと思えます。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 岬町全体で観光協会というのを設立したらどうかというご質問でございます。

現在、岬町には、先ほど説明ありました淡輪観光協会がありまして、歴史は非常に古く、春の淡輪遊園のつつじ祭りや淡輪愛宕山の活性化に貢献がなされております。

しかし、当町には淡輪以外にも数々の観光地、施設がございます。少し前までは大阪都心部から見ると、岬町は、みさき公園、淡輪海水浴場のイメージしかありませんでしたが、今では小島にある海釣り公園とつとパークを初め、谷川漁港の海上釣り堀オーパ、深日漁港の海上釣り堀岬ができ、季節に関係なく、連日たくさんの方でにぎわっております。

春先には、淡輪愛宕山のつつじ祭り、淡輪海水浴場での潮干狩、夏には、せんなん里海公園におけるビーチバレー、ビーチサッカー、マリンスポーツを楽しむ施設がございます。

最近、岬町の歴史を学ぶことができる、岬の歴史館、孝子小学校の跡地ですが、でき、また、町内には名所旧跡が数々存在しております。ハイキングコースを兼ねて史跡めぐりを行う考古学マニアも訪れております。

現在、こういったPRについては、ホームページ等で紹介しておりますが、さらに他の媒体によるPRを検討する必要があると思われまます。

議員ご指摘のように、岬町全体の観光事業の拠点が必要だということは認識しております。ことし、岬町観光ボランティアという組織が新たに設立されました。この岬町観光ボランティアは、豊かな自然に恵まれた岬の古い歴史や高い文化を町民及び来訪者にボランティアガイドとして岬町の魅力を伝えることにより、広く内外に発信し、ひいては岬町の観光振興に寄与することを目的とした組織であります。

現在、会員数は16名登録されており、その方々に協力を得ながら、町全体の観光紹介の拠点として関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 道工晴久さん。

○道工晴久議員 できるだけ、各地区でまとめていただいて、一元化できるように。私、この機会にぜひとも、漁業組合も各地区に漁業組合ありますけれども、これはいろいろ利害関係もあるから一本化は難しいと思いますけれども、この辺も岬町一本化する必要があるのと違うのかなという思いは持っています。そういうことも一つ頭に置いていただいてお願いをしておきたいと思っております。

特に、今、淡輪のほうの海水浴場もそうですね。この間、淡輪の漁業組合のほうから町にもお願いをいたしておりますけれども、いわゆる海水浴場への誘導板、案内板ですね、これの設置についてももっと立てたいということですが、なかなか国土交通省も、その立てるについてのいろいろな条件整備をせないかんということで難しいようですが、この点も一つご苦労掛けますけれども、阪南市側にも看板ができますようお願いをしておきたいと思っております。

それから里海公園、これはもちろん大阪府の施設であります。私は、今までは住民の方々がな

かなかり海公園を知り得てない、そういう意味では、商工会が商工まつりを、いきいきフェアーを里海公園でやったり、住民の方々に知っていただけるような機会をいろんな団体もつくっておられます。マラソンやったりとか、ライオンズクラブはビーチバレーの大会やったりとか一遍なことをやっておりますけれども、町として、住民がもっともっと利用できるようなプログラムを組んでいただきたいな。

特に、私はもともと社会体育も好きでしたので、体育協会、スポーツ少年団の活動の中でも常に思っておりますのは、ビーチバレーの岬町、これ岬町の境界区域に、両サイドに立っています。これ見ると、本当にこの看板いつまで掲げているのかなと思えてならんです。本当に、町としてのビーチバレーの振興をどこまでやり得ているのかな。

いろんな団体がいろんな企画をし、やろうとしておりますけれども、後援をしていただく程度。町としても、やはりもっと町で企画し、いろんな事業をいろんな団体を巻き込んでやっていってほしいなと思います。

ビーチサッカーはちょっと町は今、一部の方が力を入れてやっておられますけれども、本来のビーチバレーのまち岬町の看板が泣くようなことでは困りますので、この点、今後どういうふうにお考えになっているのか、大事な施策ですので、町長、一つ、お考えいただきたいと思います。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 岬町は観光が売り物でございまして、自然豊かな環境の中でいかに町外の方を呼び込むかということが一番大事であろうかなと思います。

先ほどの里海公園の問題については、おっしゃるとおり、あれだけの立派なビーチバレー、潮騒ビバレーがあるのにもかかわらず、世界的な競技であった女子選手権大会もなくなってしまった。今日、全日本女子選手権はやっていただいておりますけれども、残念ながら、やはり経済の不況なのか協賛者が非常に少なくなってきて、なかなかビーチバレー協会そのものが非常に苦しい状況に陥られておるといことで、なかなかうまくいかないという話がございました。

就任いたしまして、そのことで、おっしゃるように、もうビーチバレーの看板をおろさないといけないのと違うのかというような状況があったことは間違いございません。

そんな中で、企画担当のものと一緒になって大阪府なりいろいろお願いにまいったのですが、なかなか大阪府も今の状況ではみこしが上がらないといことで、私自身、何とかこれをしなければいけないといことで、国の、地元選出の代議士とも相談をしながら、そして、何とかこれを続けていって看板をおろすわけにいかなといことから、現在、あらゆる団体の協力を得て一応来年もビーチバレーの大会ができるというところまではこぎつけております。

しかし、ご指摘のとおり、このままそういう状況がずっと続くのかといたら、非常に難しいかなという気もいたしますので、今後、思い切った、やはり里海公園、つまり潮騒ビバレーの今後の活性化に向けてはおっしゃるようないろんな団体と協議をしながら、そしてお互いに連携をとってやっていく必要があるかなという思いがあります。

私どもの取り組みとしては、大阪府内との包括連携をやっております。その関係上、今後、来年からなんです、大学生をビーチバレーに入れると、手伝いさせるということも言っていておりますし、そういう意味では、今後、バレーボール協会のほうも幾分かみこしを上げるんじゃないかなと、このように思っております。

そういった意味では、やはり今のコートでは不十分だということで、せんだっても、今現在ついている照明器1基しかございません。それを4基つけるようになっているのに、時の財政状況もあつたらうと思えますけれども、せめて海側にもう1基つけてほしいという要望をいたしております。これは一応検討課題としてとらまえてくれているというように私は思っております。

さらにコートは、ビーチサッカーなんです、サッカーするとしたら、どうしても面積が足りないということで、そういったサッカーの規格に合うコートにするためには、どうしても幅を広げなければいけないということで、これについては少し予算的なものがかかるかなということで、大阪府のほうは難色を示しておりますけれども、そういった施設の改善もやりながら今後いろんな形でもう少し里海公園の活用ができるように努力してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをしたい。

また、議会の皆さんもご協力を賜りたいというように思います。

○川端啓子議長 道工晴久さん。

○道工晴久議員 よく町長おっしゃっているように、あの里海公園の潮騒ビバレーは、日本ではあれだけの施設はありません。私も湘南海岸でやっている2市を訪問し、いろんなこと聞かせていただきました。

やはり、あれだけのいい施設をもっとやはり町としても活用する。もちろん限られた予算の中でいろんな事業をするのも大変になりますけれども、金を使わなくてもやる方法が私はあると思います。

今、ビーチバレーでも参加費を出してでも参加者は来ます。ビーチサッカーも同じであります。ですから、そういう仕掛けをするという、働きかけはやはりやっつけていかなければ、あれだけの施設はもう閉鎖になってしまうと違うんかなという思いはしています。

夏場はビーチバレーやって、冬場はビーチサッカーやるぐらいの、そういう一つのパターンで、

ぜひともそういう振興を図っていただきたいなというふうに思います。

それと、国のと並行するんですけれど、総合的な地産地消施設の道の駅も、私も前回の議会でもお願いをいたしました。先ほども田島議員の中でも同様な振興の話も出ていました。町長を先頭にさせていただいて、国土交通省や関係機関に今一生懸命働きかけていただいていると聞いておりますけれども、期待をしていいのかどうか。もし、途中経過をお聞かせいただければ聞かせていただきたいなと思います。町長、どうでしょうか。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 道の駅については、当初、私が就任したときは上孝子のほうに一応休憩施設ができるような説明を地元で常にしていたというように聞いておりまして、それどうなっているんやというお話をしましたところ、全くそういう計画はないということから、それだったら地元におわびに行かないといけないということで、地元で説明に行って、いろいろとおしかりを受けましたけれども、全くそういった計画はなかったわけなんです。

しかし、一番心配するのは、これは先生方も一緒なんですけれども、道がついてしまって、和歌山まで供用開始になったときに、通過道路になってしまわないかと。我々、命の道として一日も早いことということですから、そういった救急救命、そういったものについては非常にすばらしい道になるということはもう間違いないんですけれども、ただ、逆にまちにとっては通過道路になって人の動きが鈍ってくるんじゃないかなという心配もありまして、それから、時間をおいでいろいろと何とか道の駅について国交省なり、また担当部署なりで、何とか途中で道の駅を設けてほしいということをお願いしてきたのですけれども、なかなか昨年1年みこしを上げてもらえなかったといういきさつがございます。

そういった中で、ことしになってから、いろいろと、もちろん国の関係の方のお力もあるわけなんですけれども、町長、どうしても道の駅なかったらあかんかという話もございました。いや、どうしても道の駅をつけてほしいという話をしたところ、これには前から、道工議員も何年か前にもご指摘のとおり、町の財源持ち出しが要るわけなんですよね。だから、できないのかというご指摘もあったような記憶があるんですが。

そういった中で、ある程度の応分の負担が要るわけなんですけれども、そういったものも含めて、私はぜひ、やっぱり考えてまいりたいということで、現在、担当と国と今話し合いをして、道の駅を検討しようというテーブルに今ようやくついたところでございまして、まだ、どのような形でどこへどうするのかということについては、まだ一切決まっておりません。ただ、今、担当部長、いわば国交省の担当部長以下、その辺で一応、我々の要望を検討していただいていると

いうように理解をしておりますので、そういうことをご理解賜りたいと思います。

○川端啓子議長 道工晴久さん。

○道工晴久議員 一つ、町長、しっかりと頑張ってくださいまして、トップセールスをお願いしたい。

特に、道の駅は集客力は抜群であります。ですから、岬町はみさき公園もあり、いろんな観光施設もありますから、いろんな人がそこへ寄っていただけたと思います。

また、第二阪和の沿道を見ても、途中でトイレに行きたくなっても行けない。もちろん、コンビニとか、そういうところに飛び込んでいる方もたくさんあります。私ども孫連れて行くときには、そういうところへ飛び込まざるを得ないということもありますけれども、特に山間部を通るということもありますし、ぜひともその辺、第二阪和国道の沿道に一日も早く建設されて、町内の漁業とか農業とか林業、商業、いろんな関係者がそこで物品を販売できるように、岬町のPRも兼ねまして、ぜひともお願いをして、本日の質問を終わります。

○川端啓子議長 道工晴久さんの質問が終わりました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は1時です。よろしくお願いいたします。

(午前11時54分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を許可いたします。豊国秀行さん。

○豊国秀行議員 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

通告でお示しいたしました件でございます。採石場跡地、これの埋め立て、盛り土して事業する件、この件でお伺いいたします。

現在、二国工事の残土を仮置き場へ運んでいるトラック、これ以外でステッカーのついていないトラックが毎日数台走っております。この車は、多くは多奈川楠木地区から西畑地区に向かって走ってっております。行く途中に、一本松橋の右側に積み上げているのが、この土砂を運ん

でいる車の現場でございます。このことについて、順を追って部署からお聞きいたします。

まず、この土地の所有者並びに事業者の名称、それと、この土の埋め立て、盛り土している目的があるわけですが、この目的の内容と、事業の概要。概要といいますのは、この土地の広さ。盛り土している高さ、総トータルの搬入する量とか、その辺をお伺いいたしたいと思ます。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 まず、盛り土事業の土地の所有者ですが、これは現在の事業者の代表者の名前になっております。事業者名は、チームKAZUKIで、代表者の氏名は、カメタニケンジ氏であります。

事業名は、採石跡地整地事業でありまして、事業の概要としましては、採石場跡地に土砂を搬入し、整地をし、跡地利用としてモトクロス競技練習場に利用するというものであります。

総土量については21万トン、高さにつきましては、最大で25メートルということになっております。

○川端啓子議長 豊国秀行さん。

○豊国秀行議員 ただいまの回答で目的がはっきりしておるわけですね。モトクロス競技等の練習場をつくるということで、総トータル搬入量21万トンということは、21万立米という解釈でよろしいんですか。また、別ですか、トンというのは。

○芦田しあわせ創造部長 別です。

○豊国秀行議員 はい、わかりました。

これの事業の許可した年月日、それと、排出元ですね。どこから運んでくるのか。その排出元。これがわかればお聞きしたいです。

それと、搬入された内容。土砂というふうに聞いておりますけれども、土砂だけなのか、この中にわからんように産廃が入っていないのか。そのところですね。

今現在まで運び込まれた数量、これわかれば、ちょっとお聞きいたしたいと思ます。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 この事業の許可年月日は、平成18年1月27日であります。なお、当初の事業申請による土砂の発生場所は、泉南市男里地区での土砂で、その土砂の種類については建設残土となっております。

現在では、泉南市男里地区での土砂は終了しており、和歌山市内や近隣市町の住宅開発、住宅

建設などにより発生した建設残土が搬入されております。

なお、言われておりました、例えば産廃の搬入につきましては、これは担当は大阪府のほうです。大阪府のほうで立入り検査を随時実施しておりますけれども、大阪府からは産廃は見受けられないという報告を町のほうに受けております。

失礼しました。申請による搬入土量は、先ほど21万トンともうしましたけれども、20万立米の誤りでした。失礼しました。

それから、現在までの搬入土量の総数ですけれども、約19万3,000立米と計算しております。

○川端啓子議長 豊国秀行さん。

○豊国秀行議員 事業の許可されたのが平成18年1月、約5年余り、6年近く現在たつわけですね。そこから今まで19万3,000立米ということは、あと残り約7,000立米というのが許可された条件という解釈でよろしいですね。

中身については、大阪府の立入り検査もあり、産廃のものは入っていないということで、これは我々見ていませんからわからないですけれど、もう建設残土と、これを信用しなければ仕方ないと判断します。

それと、運んでおられるのは最初は泉南市男里から、今現在は和歌山市ほか近隣のところから建設残土と、当初からこういうふうに変わっておるという解釈でよろしいですね。

その次に、これ許可したときにいろいろ条件がつけられていたと思いますけれども、その条件に今まで違反された作業はしてなかったか、行為はなかったか。

それと、もし、あったとしたら、どういった内容であったかと。どのように対処されたか。その辺もわかればお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 事業許可するに当たりましては、土砂搬入の際の遵守事項を初め、事業完了後の現場管理などの条件を付しております。

搬入土砂への産廃混在の禁止、土砂搬入時間、現場での作業時間、事業所内への立入り検査、事業進捗における町の指示を受諾すること等でございます。

事業許可当初に盛り土の傾斜角度や高さ、場内の調整池など現地調査をしまして、事業者に対し、事業計画に基づいた施工実施などの改善勧告を行ってきました。その後も、土砂流出や泥水の発生など、現地にて調整池の浚渫や排水路の改善など、防止対策を講じるようにその都度指導してきたところであります。

また、産廃の混在については、現地指導の徹底を事業者に指示するとともに、検品を厳重に行って、もし発見した際には持ち帰らせる等の指導をしておりますし、大阪府の担当からもそのような指示をしていると聞いております。

また、現場の状況と計画図面との差異については、以前から指摘、改善指導を行ってまいりましたが、ことしの10月5日付で再度、盛り土にかかる施工基準との整合性、作業時間など許可条件を遵守するよう勧告書を送ったところでございます。

許可条件においては、作業時間は9時から5時まで、日祝、年末年始は作業休止としております。しかしながら、早朝からの搬入、あるいは運行車両の速度超過など、土砂搬入にかかる苦情が地元のほうから寄せられております。

これらについても10月5日の勧告前に事業所内の搬入時間について搬入時間の遵守、あるいは車両への速度遵守を厳しく指導するように申し入れております。これについては、一定の改善が図られているのではないかというふうに考えております。

現地への立入り調査では、搬入された土砂の状況を私たちも目視検査してきたところで、産廃の混在など、搬入された土砂の状況を確認し、検品の徹底指導、搬入車両への指導を、これも事業者のほうに申し入れているところであります。

○川端啓子議長 豊国秀行さん。

○豊国秀行議員 今回の説明であると、違反行為はなかったかということですが、いろいろな条件であったように見受けられます。そういうことで、改善するよう勧告したということになっておりますけれども、これは、今言いましたように、ことしの10月5日に勧告を出された。それから2カ月ほどたっておるんですけども、本当にそのようにされておるのかというのが、ちょっと問題視することかなと思います。その点については十分また目を光らせてもらって、こういった違反のないようにしてもらいたいと思います。

と言いますのも、やはりこの岬町、特に多奈川地域に1日何百台というトラック、大きなダンブカーが往復しておるわけです。場合によっては、5台、6台連なって、もっと多いときもあります。非常に危険な状態で走っております。この周辺の地域のいろいろ騒音とか、こういった危険を考えれば、本当に大変なことになってきております。

まだ、これは今、二国の残土を運んでおる状態ですけど、これ確か来年の3月まで続くようなことを前に言われていたと思いますけれども、今度、その次に深日ランプ、孝子ランプを工事するときに、再度、置いたのをまた持っていかなきゃいけないと。同じ台数をまた走っていかないと。同じ台数をまた走っていかないと。まだこれ数年続いていくと思います。

それにプラス、結局、カメタニさんの盛り土しているトラックがかさんできておるんで、非常に多奈川地区のほう、ダンプが輻輳して走っている、非常に危険な状態が毎日続いているということになっております。

次に、じゃあ、そうしたらこの盛り土、あと約7,000立米、これが入れば本当に終わるのか。だから、それはいつごろなのか。はっきりしたところはわからないと思いますけれど、大体いつごろが本当に7,000立米で終わらせられるのか、その辺がちょっとお聞かせ願いたいと思います。

また、この終わった後に、これが一番大事なことですけれども、この事業が本当に終わって、当初の計画のモトクロス競技練習場を本当にされるのかどうか。この件がまた非常に注目するところであります。

それと、盛り土している状態ですので、こういった状態で非常に大きな災害、大雨とか降って、この盛り土の崩壊、崩壊した場合、これ、隣に西川という川ですけれども、川の真横。その横に町道が走っております。

こういったときに、崩落した場合に、川、並びに町道が埋まったときの責任問題、対処方法、その辺まで考えられておるのか。その辺、お聞きいたします。

○川端啓子議長　しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長　事業許可から5年が経過をし、搬入土量も換算値でありますけれども、予定数量にほぼ近づいてきておるという状況であります。

先ほども申しましたように、この間、施工基準の遵守、安全施工について現地指導を行い、勧告書を送付して改善を求めてきたところであります。

経年による現在の現場状況を把握するために、現況測量を行うように指示をしており、あわせて専門業者による調整池や排水路などの安全性を確保する具体的な方策の提出を求めているところでございます。聞いているところによりますと、既に測量業者と契約を交わし、その作業に入ったというふうに聞いているところです。

それから、事業者から提出されている搬入車両台数から換算される予定数量では、この1年以内には既に計画土量に達するものというふうに予測はしております。ただ、これは搬入車両が月によっても、また年によっても実数が変わっておりますので、数カ月ということももちろん考えられます。1年はかからないだろうというふうにこちら側は予想しています。

その際には、この計画土量を達したというふうにして一たん事業を停止し、まず周辺環境に障害を及ぼさないように安全対策を講じるように指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、当該事業の施工中はもとより、事業完了し、閉鎖後におきましても、この現場を起因とする周辺地域への影響については、事業者において解決をする旨の誓約書も提出されております。その点も十分事業者には認識と自覚を強く申し入れておりますけれども、もし万が一不測の事態が発生して、土砂崩れ等が起こった場合については、町としましても事業者へ復旧に向けた指導を行うとともに、公共物の復旧には協力し、対処してまいりたいというふうに考えております。

○川端啓子議長 豊国秀行さん。

○豊国秀行議員 質問の中で1点抜けていると思うんですけど、本当にモトクロス練習場されるんでしょうかということです。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 事業者のほうからモトクロス場にするということは最近では聞いておりません。

ただ、現在、事業者のほうで測量設計を再度やり直し、安全な傾斜角度等の土砂の設計図面というものを仕上げるというふうにしておりますけれども、その図面が最終的にどのように上がってくるのかということを持ってみたいというふうに考えております。

○川端啓子議長 豊国秀行さん。

○豊国秀行議員 いずれにしても、事業の終結が約1年前後ぐらいに迫っているということで、あとの最終の詰めを十分管理していただいて、住民にまたこういった事故のないように一つ、その点だけ重々お願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

○川端啓子議長 豊国秀行さんの質問が終わりました。次に、竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 私自身、6月、9月に続き、一般質問をさせていただきます。6月には多奈川発電所を含む産業の問題、9月には教育行政並びに行革等々について質問をさせていただきました。

その質問させていただいた後の話なんですけれど、町行政の職員の皆さんが、もうほんまに真摯に取り組んでいただいて、今議会においても議案をいろいろあげてくれてはることなど、議会議員の発言の影響がとても大きいのだなと改めて自分自身にしみて感じておるところで、議員になって7カ月なんですけれども、また、さらに身を引き締めてどんどん取り組ませていただきたいと思っております。

本12月議会におきまして、やってほしいこととか、改善したらいいなと思うこととか、気になることとかを中心に大きく二つの項目について質問をさせていただきます。

一つ目は、防災についてということでございます。3月11日に発生しました東日本大震災は未曾有の大被害でありました。おおよそ9カ月が過ぎようとしております。この地震はたまたま東日本というところで起こったのであって、東南海や南海地震であっても何ら不思議ではないと皆口そろえて言っております。

当町において、また東日本でたまたま起こったんですけれども、南海地震に備えていろいろな取り組みがなされておるとは思うんですけれども、その辺、東日本に対応したノウハウ等、いろいろできたと思いますが、各取り組みについて、どんなことを行ったか教えてもらいたく思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 東日本大震災以後の防災への取り組みでございますが、3月11日に発生いたしました東日本大震災は想定外の大津波が発生して未曾有の被害が発生したことから、現在、国や研究機関等が地震や津波の被害想定値の見直しを前提とする調査研究が行われております。

その結果を踏まえて、国の中央防災会議で審議された上で、今後、各地域の被害想定の見直しなどが示されることとなります。その結果を踏まえて、岬町も対策を講じることとしております。

岬町では、先ほどご質問の中で東南海、南海地震を踏まえて、我々岬町も震災地と同様に沿岸部に位置しているまちであることから、岬町で準備できること、岬町で動けることからすぐ対応すべきという、町長のご指示もございまして、水道庁舎の1階部分に常設の災害対策本部スペースを設置しております。

また、津波に際しての避難については、高台、高所に避難することが有効になることから、先般、町内の民間施設のご協力をいただきまして、11施設の利用可能となっております。また、この避難場所については、災害に備えてという啓発チラシを7月に作成し、全戸配布しておる状況でございます。

また、あわせて、災害避難情報を瞬時に住民の皆様に周知するため、全国瞬時警報システムを導入しております。地震発生後、素早く住民の皆様に避難命令、指示を行うことが可能となっております。

また、各地域に災害時に対応するため、岬町域の主要な場所に海拔表示看板を設置に向けて、現在作業を進めているところでございます。主に関西電力の電柱を300カ所を目標に、また、主な公共施設の海拔表示看板の設置を予定しているところでございます。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 ただいま、いろいろな取り組みを聞きまして、順に進んでおると確認させてい

いただきました。

次に、防災訓練の実施についてということなんですけれども、11月6日に淡輪小学校において、淡輪地区なんですけれども、防災訓練が行われました。私自身、ある協力団体の一員として参加させてもらいました。

私自身の感想としては、いいものができたなと思ったところなんですけれども、主催されていた淡輪の区長会の皆様には、ほんまにただただ敬服するばかりでありまして、よくこれだけ段取りしていただいたなと、もうほんまにお礼を言いたいのですけれども。

また、参加していたほかのお客さんというか、参加者にいろいろ感想を取材させてもらったんですけれども、いろいろな体験ができてとてもよかったっていう感想が多いのと、また次も参加したいという声も多くありまして、やっぱり住民さんの的には防災についてかなり意識が高いんだなと思いました。

また、今までいろいろな防災啓発事業というのか、先ほども言っているように、チラシを配っていただいたりしておりますけれども、知っているというのと、したことがあるというのでは、やっぱりちょっと違うと思ひまして、今回、防災訓練に参加してくれている人は、知っているではなしに、したことがあるというところになっていると思うんですけれどもね。

私自身も参加した一人として、やっぱり体験したこと、避難訓練というんですか、やったことがあるのと、聞いただけというのとではやっぱり違うと思ひます。

淡輪地区ではいろいろしてるんですけれども、この防災訓練なんですけれどもね、淡輪だけの取り組みにしてはもったいないといひますか、やっぱり町を挙げて防災訓練、避難訓練というのを取り組めないかどうか、検討願ひたいと思ひんですけれども、その点、よろしくお願ひします。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 防災訓練については、自助、共助といった観点から、自治区主体の各地区の実情に応じた訓練を現在実施しているところでございます。

その際には、岬町として関係機関との連携、物資の提供、協力などを図り、炊き出し訓練や避難訓練、初期防火訓練などを通じて、常日ごろの心構えなど、地震に備えて災害に対しての防災意識の向上に努めているところでございます。

先ほども述べていただきましたが、本年11月に淡輪の自治区長会主催によりまして、参加者が約500名と聞いております。訓練を実施していただきました。

訓練内容としては、初期消火訓練、自主避難訓練、救出訓練、土のうづくり、炊き出し訓練など、実態に則した訓練を実施し、それぞれの役割分担を再認識していただいたところでござい

す。

また、今年度、各自治区におかれましても、それぞれの地域に合った災害、防災訓練が実施されております。多奈川西自治区、西畑2自治区、中自治区、孝子3自治区などがございます。また、加えて各小学校、保育所においても、今年度より、近くの高台に避難するという避難訓練も実施しております。

また、大規模総合訓練については、過去に平成13年、14年、16年といった阪南市と岬町合同で学校、幼稚園、住民参加のもと、陸上自衛隊、消防組合、消防団、警察での情報伝達訓練、避難訓練、一斉放水訓練、救助訓練、また大阪ガス、NTT西日本、水道事業所などでインフラの復旧訓練などを実施しております。

今後においては、東南海、南海地震の発生が危惧されております。行政間の連携を初め、各関係機関の連携を強化して、また、災害時の防災協定締結しております地元関係団体である岬町商工会、岬LPガス協同組合、岬電気協同組合、また町内の建設業者などとともに連携して防災意識の向上を図り、よりよい、効果的な防災訓練の実施に向けて検討してまいりたいと考えています。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 防災訓練におきましては、やはり何をすることも予算等々必要だと思います。防災なんで、ぜひともけちられないところだと思いますので、また各種団体さんとかにも、東日本におきまして割かし多くの義援金を送られている団体さんもございますけれども、やはり、東日本に送るのも大切ですが、自分たちのまちを守る防災訓練においても防災訓練用の予算というのを出していただくとか、そういった面の協力を願ったりとかして、防災訓練というのをもう少し前に進めたらどうかと思っております。

岬町では、6月の第一日曜日に一斉清掃の日というのがありまして、自分ももう十何年参加させていただいているんですけども、地元の区単位よりも班単位というかな、その班の全員が顔を合わすのが年に一回、おばちゃん久しぶりみたいな感じで、一斉清掃の日しか会わない方がおられるんですわ。それでは寂しいんで、防災訓練の日みたいな感じの日を設定して、もうその日は防災訓練にすべきやということで設定してはどうかと。

どこどこに集会所があるんで、そこへ避難しますよって、そこまで行くぐらいのいうのをつくればいいんじゃないかと、提案なんですけれどもさせていただきます。

続きまして、防災についての4点目なんですけれども、ちょっと前もって言うておきたいんですけども、議会議員というのは人事に口を出してはいけないということは重々理解しておるん

ですが、これは人事ではなく、災害時のシステムの問題としてちょっととらえていただきたいんですけれども、危機管理監の選任についてということをちょっと質問させていただこうと思います。

まず、亀崎危機管理監にちょっと尋ねたいのですが、ご自身、やっぱり定年の日があると思うんですけれども、予定ではいつになっておられますでしょうか。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 来年の3月をもって定年となります。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 自分自身、この危機管理監のやっている仕事をいろいろな角度から見させていただいたところ、やはり、とても重要なポストだと思っております。各種団体、消防団、消防組合、また自治区の皆さんとのパイプ役というんですか、それと行政のほうの指揮命令系統のトップというか、現場のトップとして、やっぱりいろいろなことを全部わかってやなあかんと思うのと、また、すぐ言うてすぐできるかというポストではないと思います。

やはり、物事が起きたときに、まだそこは引き継いでなかったからわからへんわってというような仕事ではもう全然話にならんと言いますか、3月いっぱいやめられるんならば、もう4月1日から次の者が予定してるんですけれども、普通のポストであれば引き継ぎ期間は1週間なり10日なりでできるポストもあるとは思ってますけれども、危機管理監においてはそういうわけにはいかん、もう4月1日からすぐに即戦力でいってもらわなあかんと思っておるんですけれども、その点について、危機管理監に聞くもなんなので、町長のほうからちょっとご回答いただければと思います。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 危機管理監というのは、おっしゃるとおり、いつでもすぐに体制を整える指揮官だということについては十分こちらでも理解した上で、今回、まちづくり戦略室に危機管理監を置いたのは町長直轄の指示をしていくという形で、もちろん、防災組織というのはきちっとしておりますけれども、その中でもいち早く連携がトップととれるという場所に置いております。

今回、危機管理監が退職を迎えるに当たって、それでご心配していただいておりますのですが、その点については、我々としては十分その退職後の体制については問題のないように徹底して組織の再編に努めていきますので、一つご理解を賜りたいと、このように思います。

あくまで住民の安全、安心、財産、そういったものを守るための一つのそういう組織でございますので、しっかりとその辺は行いますので、よろしく願いいたします。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 質問する順番を少し間違いまして、防災についての3番目をちょっと抜かしてしまっていて、済みません。

もう一つ気になるところに、災害対策本部の設置運営についてということがございます。

本年夏にありました2回の台風の時、12号と15号ですか。警報が発令されて、本町にも災害対策本部が立ち上がっておりました。自分自身も防災について関心があるというのか、勉強もしておかなければならないと思い、この本部を見ておくのが一番いいなと思いましたので、数度となく足を運ばせていただきました。

その中で、災害対策本部っていいなと思った点は、各部各課のトップの皆さんが見事なチームワークで、かかってきた電話なり報告に対応して、次々と問題をクリアしていった姿を見て、ああ、何と頼もしいと思った災害対策本部でございました。

中に入れてあるテレビやパソコン等々の設備も見させていただいて、災害対策本部でこなしているのはいいことだなと思っているのですが、気になる点も2点ばかりございまして、一つ目は、その災害対策本部に来るまで府道を走っておりましたら、道が水浸しであったり、来れて来れないことはないやけれども、もうちょっと災害対策本部というのが標高の高い所にあればいいんじゃないかと思いましたのと、二つ目、また思いましたのが、警報が24時間、36時間と続き、丸二日48時間に続いていくに当たり、やはり中におられる方の人の疲れが見え始めていまして、台風の時はそのぐらいの時間で済んだんですけれども、災害のときはもう何日と何週間となく続いていくと思います。このような災害対策本部の流れなんですけれども、ちょっと気になったので、何とかならないかなと思ったんですけれども、その点、危機管理監、お願いします。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 災害対策本部の設置については、岬町の地域防災計画に基づきまして、地域並び地域住民の生命、財産を保護するというを目的として定めております。

災害対策本部は中規模、大規模の災害が発生したときに、または発生する恐れがあるときに町長が本部長として、部長級を本部員として、約14名おります、を構成員として災害規模により職員の配備計画を定めております。

まず、比較的小規模な災害発生ときはA号配備と我々通称呼んでおります。職員数は約3分の1、約50名で対応することとしております。また、中規模的な災害ではB号配備、半数の職員約80名で対応することとしております。また、大規模となれば、全職員が現在158名おり

ます。災害の応急手当で実施できるように配備体制をとっております。

以上が基本的な事項でございますが、災害の規模、期間など輪番制で対応するようなことも定めております。

年度当初には各職員に対して、活動内容と役割分担を記載した災害初動マニュアルと常に携帯する災害対応マニュアルを配付して、職員の配備体制の徹底を図っている状況でございます。

また、本部員によります情報伝達や防災意識の向上を目指して、非常参集訓練などを実施しておるところでございます。

また、本部は非常に低いのではなかろうかという質問でございますが、あそこは海拔5メートルでございます。我々の判断では、十分機能すると考えております。また、機器類は本庁の4階にすべて無線設備等々が整備しております。それを小局をあそこに設けまして、状況を把握しているという状況でございます。

そういうことで、災害はいつ発生するかわかりません。常に危機感を持ちながら、住民の生命、財産を守るため、職員一同万全を期しておりますので、ご理解のほどよろしく願いたいと思います。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 先ほども言っていたとおり、いつ起こるかわからないものに対応するのはとても難しいとは思いますが、万全の体制を敷けるように、さらなるご努力をお願い申し上げます。

大きな二つ目といたしまして、行財政改革について、今回も質問させていただこうと思っております。たびたび行革の話題に上がります広域化ということで、先ほどにも続くんですけども、消防の広域化のメリット、デメリットについてちょっと質問させていただこうと思います。

いろいろな話を聞いておりますと、消防の広域化に向けて、平成25年に向けてということで会議が設けられて準備会が発足しておると聞いておりますが、何事も交渉なんですけれども、消防の広域化に参加するメリットやデメリット、メリットよりもデメリットが大きい場合に、そういう交渉から離脱可能かということを知りたいんですけども、国会では貿易自由化交渉ということでいろいろな議論を呼び、TPPに参加する、参加しない、参加してみないと中身がわからへんでどうやこうやと言われているんですけども、町の広域の準備会を離脱可能かどうか答えていただければと思います。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 まず、消防につきましては、水害、火災、地震等の災害から

生命、身体、財産を守るとともに、こうした災害被害の経験を図るなど、住民の安全、安心を第一線で守る重大な責務を担っております。

また、東日本大震災や今回の台風12号にあります豪雨災害に見られるように、単体の自治体では対応できない大規模災害などには、国及び都道府県が連携する広域的な取り組みが必要となっております。

こうした中、府内の消防の現況につきましては、43市町村に33の消防本部が設置されており、消防本部ごとの管轄人口が少なく、管轄面積も狭隘な小規模消防本部が多数存在しております。

このような小規模消防本部の体制では初動体制、第2次以降の応援体制や今後の大規模な災害に迅速かつ適確に対応することが、また、より高度な消防救急救命業務などへの対応が不十分と考えられまして、また、府内市町村の厳しい財政状況から見ても効率的であるとは言えない状況にあります。

今後とも将来にわたりまして、住民の皆様方の生命、身体、財産を守るという責任を全うするには、また財政事情の厳しい小規模な単独消防で対応するには限界に近い状況を勘案いたしますと、消防の広域化による消防体制のさらなる充実強化、高度化を図る必要があると考えております。

また、国におきましても、消防広域化による消防力の強化などスケールメリットを生かすことを基本方針としておりまして、その広域指針では広域化の目標年次を平成24年度と定め、そして、広域化の規模は管轄人口をおおむね30万人以上の規模を目標としております。

こうした背景を踏まえまして、今、大阪府では市町村、消防、学識経験者からなります消防広域化推進委員会を設置し、広くご意見を聞きながら地域の実情に則した推進計画を策定し、この推進計画に基づきまして、現在、泉佐野市から本町までの3市3町の泉州南ブロックで構成する消防広域化協議会を本年1月に設立したところでございまして、この協議会におきまして、現在、広域化に向けた検討を行っているところでございます。

こうした背景を踏まえました消防の広域化がもたらす効果を基本的には、先ほども申し上げましたとおり、広域化によるスケールメリットを生かすことでございますけれども、具体的には住民サービスの向上の面で申し上げますと、まず、消防本部の部隊数がふえるため、多数の部隊の統一的な運用が可能となり、初動体制や増援体制が強化される。次に、消防本部の管轄区域が拡大するため、消防署の適正配置や管轄区域の適正化が図られ、現場到着時間が短縮される。そして、総務部門や通信指令業務が一元化、効率化されるため、直接消防サービスを提供する現場要員の充実やより高度化する救急担当職員の専門化、専任化が進展し、より質の高い消防サービス

が提供が可能になるのではないかと考えております。

また、財政面の効率化と財政基盤の強化の面では、まず消防本部機能の一元化による業務の効率化や消防設備の計画的な整備の促進が図られ、重複投資の回避などによりまして少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供が可能になると考えております。

次に、広域化による財政規模が拡大することは、小規模な消防本部では整備が困難な高度な車両の計画的な整備が可能になるなどがあります。

そして、メリットの最後でございますけれども、広域化によって職員数が増加することによりまして人事のローテーションの設定が容易になるとともに、職員間の競争力が向上することによりまして、職員意識の高揚や組織の活性化が期待されるなどがございます。

これらが、今、広域化によりますメリットと考えているところでございます。

一方、広域化のデメリットといたしましては、まず市町村長と消防本部との緊密な連絡調整を現在行っておりますが、広域化によりましてその緊密な関係が引き続き保つことができるのか。

次に、消防本部ごとに消防力に違いがございます。広域条項に定めます消防力の水準によっては消防力の低下につながることも一部に考えられるところでございます。

そして、広域化に伴い消防の適正配置が進むことにより消防が地域住民から遠い存在になるのではないかなどの懸念材料も想定されるところでございます。

このような消防の広域化につきましては、以上、申し上げたとおり、メリット、デメリットはあるものの、消防の果たすべき最も重要な住民の安全、安心を第一とし、これらの課題の克服と町財政の負担の軽減と効率を合わせて検討し、消防の広域化の実現に向け協議を進めてまいるところでございます。この協議の中身によりまして最終的に広域化の問題等につきましても判断させていただきたいと考えております。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 この広域化の問題においては、昨日の大阪府市統合本部という中にも大阪消防庁をどうするかという問題も絡んでくると思います。

非常にいろいろなことが変わってくると思うのですが、メリットが少なくデメリットが大きくなったらやめていただきたいと思います。メリットのほうが大きければどんどん進めていただければと慎重な姿勢でお願いできたらと思います。

続きまして、一つ気になるところでございます。職員が使っているパソコン、また町が公開しているホームページにおいて情報管理対策というのはきちんとなされているのかなど。実際、国のほうで国会議員のメールが全部漏れていて、情報が丸裸やと。サイバー攻撃をどこかの国から

受けておるとい時代になっております。また、そういう流れが府や町、地方自治体に及んでくるといのも十分に考えられております。本町においてどのような対策をとられているのかお聞かせいただけますか。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 本町では、事務処理用に198台のパソコンを、また小中学校には201台の教育用パソコンを保有しております。

各種行政事務に使用するパソコンには、住民情報システムを初めとする各システムに必要な個人情報や行政運営上必要な秘密情報など、この情報が外部に漏えいした場合に極めて重大な結果を招く情報が多数含まれております。

個人情報など、外部からのサイバー攻撃などの不正アクセスから防御することは、町民の財産、プライバシー等を守るためにも、また、安定的かつ的確な行政サービスを提供するにも必要不可欠となっております。

この外部からの侵入や攻撃に対するセキュリティー対策としてインターネットに接続されているシステムすべての出入り口である接続部分にセキュリティー、専門業者に業務委託を行い、ファイアーウォールというセキュリティー装置を監視するシステムを利用し、外部からの不正な侵入や攻撃に対して24時間体制でセキュリティーチェックを行っているところでございます。

なお、この専門会社から毎月定期的な報告を受けておりますが、今まで不正な侵入や攻撃により町の個人データなどが漏えいしたとの報告は受けておりません。

また、住民システム関連について、閉鎖ネットワークシステムを利用し、一般のインターネットシステムとは接続されていないため、不正な侵入や攻撃などを受けることはできないシステムになっていることをお知らせいたします。

今後のセキュリティー対策といたしましては、職員が今利用しておりますメールアドレスについて、地方公共団体専用のシステムL2WANネットワークを利用する方法に切りかえるなどを予定しておりまして、今後も一層のセキュリティー対策を強化し、不正な侵入や攻撃から個人情報などの漏えいを防ぐためのシステム導入に努める方針でございます。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 いろいろな新しいシステムを導入予定ということで聞いております。聞かせていただきました。

今の話は外部からの侵入のことではございましたけれども、また、一つ個人情報の管理という面で内部、職員のパソコンから直接とりだして漏えいという言葉っていうのか、データごと持って

いくという言葉もよく聞かれるところであります。

町職員の意識やデータ管理等の状況についてもあわせてご質問させていただきたく思います。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 まず、職員が事務処理に必要なデータの一時保管や、また加工のために利用するUSBメモリーなどの記憶装置を外部に持ち出すことによる情報の漏えいを規制するため、この事務処理に必要な記憶装置の登録制を導入しております。

そして、登録した記憶装置以外の使用を禁止することによりまして、情報漏えいを防いでいるところでございます。

また、個人情報の適正な管理と徹底を図ることを目的に策定した岬町情報セキュリティポリシーを適宜必要な見直しを図り、さらなる情報管理体制の再点検を図ることとしております。

また、これとあわせまして、個人情報を取り扱う職員に対する必要な教育や啓発などを行い、情報管理の重要性を周知徹底することにより、本町の住民情報ネットワーク及び情報システムが高度な安全性を有する状況を維持することに努めているところでございます。また、努めさせていただきます。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 いろいろな手を打っていただいているという言葉聞き、少し安心いたしました。

しかし、このパソコンの時代というんですか、どんどん前に向かって進んでいっていますので、その都度、新しいシステムができましたら、それに対応するシステムというのをまた構築していただければと思っております。

最後になりますけれども、公用車の管理運営について。実際に皆様もよくわかっていると思いますが、庁舎の裏の駐車場に置かれている公用車なんですけれども、一言でいうと、古いですわね。とまっている車の年数を見るまでもなく10年以上超えた車ばかりではないかと。新しい車がちらほら。自分自身車屋さんなので、その辺のことはもうぱっと見たら、ああ、これは何年型やなというのはすぐわかるんですけども、とにかく、この車の整備が行き届いているというのはわかるんですけども、いかんせん古くて、安全基準等クリアしていない車も、前の安全基準で乗られている車とかあると思います。買い換え等必要ではないかと思うのと、また、稼働率を今1台1台にだれだれがいつ乗って何キロ走りましたというのを書いていただいておりますが、余り稼働率の高くない車もあると、見受けられます。

この車について、今後どのような方針でおられるのか、どう思われているのか、お聞かせいただければと思います。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 平成23年4月現在、本町が保有する公用車は、消防車または霊柩車などの特殊用途車両を除き36台となっております。このうち、使用期間が10年以上の車両は24台となっており、保有する公用車の3台に2台が年式の古い車両となっております。

また、本年4月から公用車の稼働率の調査を行っており、月平均の稼働率が30%未満となっている車両は10月末現在、36台のうち本庁舎で15台、出先機関では7台、合わせまして22台となっております。

また、この反対に稼働率の高い車両は比較的年式の新しい車両に集中するなど、年式の古い車両の維持管理経費の増嵩や、安全性の観点からも廃車を含め車両管理方式の見直しが必要な状況となっております。

なお、出先機関に配置する車両につきましては、本庁への事務連絡が主な目的となっているので、稼働率が低くなっているものと考えております。

また、イベント開催時の機械搬入用に使用する普通貨物車の稼働率も低くなっておりまして、費用対効果を考慮いたしますと、レンタカーなどの利用などによります臨時的な対応策も検討する必要があるのではないかと考えております。

こうした公用車の現況及び今回の稼働率調査の結果を踏まえ、本町が必要とする車両台数を精査するとともに、年式が古く、かつ稼働率が低い車両を車検満了時に廃車を進める方針であります。

また、引き続き必要としながらも年式が古い車両につきましては、計画的に買い換えを進めたいと考えております。

この買い換えの方法でございますけれども、現在、第2次集中改革プランに基づき財政の健全化を進めるところであり、買い換えに伴う財政負担を軽減する方法を検討する必要があるのではないかと考えまして、この選択肢として買い取り方式及びリース方式を比較検討の上、進めたいと考えております。また、その際には環境に優しいエコ車両の導入も合わせて検討する必要があると考えております。

公用車の効率的な管理の方法でございますけれども、公用車の効率的な運用を図ることは稼働率の向上につながります。この有効な手段として、現在、公用車の一括集中管理方式の導入が有効であると考えております。

また、第2次集中改革プランの実施計画におきましても、公用車の適正な管理を改革の方向性としており、その具体策として特殊用途車両を除く車両の一般管理方式を導入する計画といたし

ております。

この計画内容実施に向け、ことし8月から特殊用途車両を除く36台のうち、11台を対象にした集中管理の試行を担当課で行っているところであります。

現在、試行管理した8月以降の稼働率につきましては、集中管理方式を導入する前と比較いたしますと、11台中8台の車両におきまして、平均16%を超える稼働率の向上が見受けられました。

こうした集中管理方式の試行を継続しながら課題の把握及びその改善策を検討し、公用車の適正管理に努める方針でございます。

○川端啓子議長 竹原伸晃さん。

○竹原伸晃議員 こちらにおいてもいろいろ検討していただいているということで、限られた予算の中で何とかやっていくといったところでございます。

一番怖いというところですか、公用車に限らず、車を運転すると、必ず事故等も起こり、その形態が複雑化してきています。全部というのではないんですけども、ドライブレコーダーとか、車にどのような状況で事故をしたのかという装置を搭載するのを検討されてはどうかというのも、また検討していただければと思います。

職員がいかに安全に気持ちよく仕事をしていただけるかというのも私たち議会議員の一つの仕事だと思っております。車に限らず、役場にいる職員についてはいろいろなことがあると思います。

現に、以前、自分、下で話ししていたときに、職員に嫌がらせの電話というんですか、セールスの電話等いっぱいかかってきてびっくりしたこともあったんですけども、役場に勤めていて電話がかかってきたら断れないというのも、それもよくわかるんで、気持ちよく職務に当たれるように、管理部門のほうで、総務さんのほうでもいろいろ配慮をしていただければと思います。

以上、私の質問を終了させていただきます。

○川端啓子議長 竹原伸晃さんの質問が終わりました。次に、奥野 学さん。

○奥野 学議員 議長の許可を得ましたので、私の12月定例会における一般質問をさせていただきます。通告に従ってさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、今後の下水道計画について。2点目は、今後の財政運営についてであります。

平成22年度末までの水洗化率で見ると、淡輪地区内では92%、深日地区内では37%、多奈川地区内では49%であります。

さらに深日地区を詳しく見ると、事業認可区域内でも緑2丁会、3丁会、4丁会及び向出北、

向出南、兵庫、門前の4地区での公共下水道が全く施行されておりません。私のほうに、各地区より住民の多くの方々より、いつから計画され、施行されるのかという問い合わせが多く寄せられております。そこで、今後の事業認可拡大の予定をお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 まず、岬町の公共下水道は平成元年から都市計画決定を受け、流域幹線の延伸とあわせて淡輪地区から順次、事業認可を拡大し、深日地区、多奈川地区と整備を進めてまいりました。

平成12年に流域下水道の幹線が役場前から多奈川地区まで整備されたことに伴い、大阪府との協議で延伸区間の供用開始を遅滞なくすることが延伸の条件となっていましたので、多奈川地区も事業認可区域に入れて整備をすることになりました。

しかしながら、事業認可計画において、事業認可区域の拡大はおおむね5年から7年で整備ができる区域を認可区域として許可されるため、深日、多奈川地区を同時に整備するには深日の区域を限定する必要がございました。

議員お示しの4地区につきましては、海岸近くにマンホールポンプを設置して、圧送する区域がほとんどで、さらに、圧送されました汚水は南海電鉄の多奈川線の軌道下を横断して、流域の接続人孔に接続する必要がございます。このため、整備費用が高くなります。ちなみに、この流域との接続人孔は役場の前の府道でございます。

また、認可拡大に当たりましては、整備効果が速やかに発揮される必要があります。そのためには、集中浄化槽区域や公共施設については、早期に水洗化が見込まれますので、水洗化がなかなか進まない傾向にあります旧集落と組み合わせることによりまして、会計検査院の指摘事項であります早期の水洗化を満たす必要がございました。

このような諸条件のもとに現事業認可計画の区域は策定され、平成12年、下水道特別委員会で報告し、意見を賜り、その区域設定により順次下水道整備を進めてまいりました。

当初の計画では、平成19年度に認可区域の整備が終わり、引き続き認可の拡大をして、議員お示しの4地区も整備を進める計画でしたが、社会情勢の変化等により町財政が大変厳しくなりまして、整備がおくれる状態となっております。

平成22年度末の整備状況といたしましては、現在取得しております事業認可面積564ヘクタールのうち、414ヘクタールの整備が終わり、認可区域内の整備率といたしましては、73.4%となっております。

本年度の認可の変更においても、期間の延伸のみということになっております。

また、認可区域の規模及び期間につきましては、認可区域内では合併浄化槽を設置する場合に要する費用の補助金が受けられないなどの問題が起こるため、先ほど説明しましたように、事業期間は財政状況も勘案し、おおむね5年で進めております。

したがって、次回、平成27年度の認可変更時に財政部局並びに議会の皆様方と十分協議し、認可拡大区域を定めたいと考えております。

○川端啓子議長 奥野 学さん。

○奥野 学議員 先ほどの末原部長の答弁でいきますと、現在の財政状況の拡大は大変難しいということでもありますけれども、そこで、私の提案を少しお聞きいただきたいというふうに思います。

田代町長は、現在の超過課税を平成25年度で0.1%下げることが公約されております。残りの0.2%はいつ解除されることになるのでしょうか。

そして、全面解除に並行して、今から深日、多奈川地区内への下水道事業の普及及び第4次総合計画の中にも明記されている、(仮称)海岸連絡線の整備、推進するために、都市計画税の導入を検討していただくことが最善と考えますが、田代町長の所見をお聞きいたします。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 まず、固定資産税の超過税率の問題でございますけれども、第2次集中改革プランでは、引き続き固定資産税等の超過税率の適用を予定し、この超過税率の適用による収入見込額を平成23年度では約2億6,200万円を計画しているところでございます。

今後も改革プランに盛り込みましたその内容を推進することにより、この超過税率の引き下げを計画しております。この改革プランでは、平成25年度から0.1%引き下げることといたしております。

残る0.2%の引き下げにつきましては、今後の財政改革の進捗による町財政の好転状況を踏まえ、できる限り早い時期に引き下げを図ることとしております。

次に、都市計画税でございます。都市計画税につきましては、都市計画道路や公園、また下水道事業などの都市計画事業に充当する目的税であります。新たな第4次総合計画において、安全で快適な暮らしを守るまちづくりのために、道路網の整備、公園、緑地の整備、上下水道の整備など、都市基盤整備を計画しており、こうした事業の推進に要する財源を今回の行財政改革の推進により生み出す必要がありますが、この厳しい財政状況の中で、都市基盤整備を計画的に推進するには新たな財源の確保が必要であり、その財源の一つとして都市計画税の導入も検討項目になるものと考えております。

また、第2次集中改革プランにおきましても、新たな都市計画税を導入した場合の下水事業の進捗状況の検証、また課税客体の整理や課税システムなどの検討など、この税を導入したことに伴います諸課題の整理を進めながら検討を行うこととしております。

こうした状況を踏まえまして、都市計画税の新たな税の導入については、慎重に検討を行う予定でございます。

○川端啓子議長 奥野 学さん。

○奥野 学議員 都市計画税の導入にはまだまだ時間がかかりそうでありますけれども、やはりまだ未定計画の地域については財政的な問題もあり、なかなか推進も難しいと思います。

やはり、先ほどから質問の中でも超過課税に対する0.1%は平成25年度に下げさせていただくということでございますけれども、やはり残りの0.2%の超過課税を早期に全面解除していただき、財政の立て直しといいますか、財政の健全化に向けてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに強い要望をいたします。

続きまして、2点目の今後の財政運営について、5項目に分けて順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、現在、南海電鉄と訴訟中ではありますが、その訴訟結果にかかる財政影響についてお伺いいたします。

大阪高裁での言い渡しが、当初、12月8日とお聞きしておりましたが、来年1月27日に変更になったと改めてお聞きしております。その判決が仮に岬町が大阪地裁と同様であった場合、平成20年度から本年23年度までの還付加算金を含む返還総額はどれだけになるのでしょうか、お聞きいたします。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 みさき公園用地に係ります固定資産評価額についての訴訟につきましては、現在、大阪高裁で行われておりまして、その判決の言い渡しが来年の1月27日に予定しております。

この判決内容を踏まえ、本町の今後の対応方針や影響額を算定する予定でございます。

こうした中、ご質問いただきました大阪高裁の判決内容が第1審と同様であった場合、判決の対象となった平成20年度につきましては、約5,500万円の固定資産税を南海電鉄に返還する必要がございます。

また、南海電鉄は、平成21年度から本年度までの固定資産評価額についても不服申立てを行っており、これについても判決内容に準じて評価額を修正する必要があります。この修正に係る

返還額は同じく毎年5,500万円と見込まれ、これらを合わせますと約2億2,000万円の固定資産税及びこれに係る還付加算金が影響額と試算しております。

なお、参考でございますけれども、こうした南海への固定資産税の返還には補正予算措置が必要となっております。平成20年度から22年度までの過年度課税分につきましては償還金として、また平成23年度につきましては現年度課税分の戻出金としての区分を行いまして、これらに係る還付加算金を合わせて補正予算化を予定しておるところでございます。

これに係る財源につきましては、平成22年度に約3億円を財政調整基金に積み立てておりますので、この繰り入れを予定しているところでございます。

○川端啓子議長 奥野 学さん。

○奥野 学議員 続いて、次に未収債権の向上についてお伺いいたします。

第2次集中改革プランにおける未収債権中、平成23年度目標効果額5,900万円に対し、現在の収納状況及び目標収納率を達成することができるのかお伺いいたします。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 未収債権の適正な徴収による納税者間の公平性の確保、第2次集中改革プランにおけます主な目標となっており、この改革プランには未収債権ごとの年度別目標徴収率及びこれに伴う効果額を算定しております。

この平成23年度の主な目標徴収率は、町税におきましては現年98.4%、滞納28.1%。国民健康保険におきましては、現年92.2%、滞納9%。介護保険などにつきましては、現年88.5%、滞納15%を目標の徴収率として設定してございまして、この目標の徴収率に基づきまして算出した収入見込額を当初予算に計上したところでございます。

また、未収債権の徴収は、現在、行革推進課が関係各課と連携しながら取り組みを進めているところでございます。

ご質問の現在の収入見込みにつきましては、年度途中であることから、目標徴収率の達成を目指して取り組み中であるところでございます。まず金額等のまた目標達成等につきましてはお示しすることができない状況でございますが、行財政改革推進課がことしの10月末で行いました収納状況調査では、税目ごとにばらつきがあるものの、前年度の同時期の収納実績を上回っており、目標収納率をおおむね達成できるのではないかと考えております。

よって、今後もこの目標の達成に向けて取り組んでまいり所存であります。

○川端啓子議長 奥野 学さん。

○奥野 学議員 ちょっと1点目の質問の中で、もう一度お聞きしたいのが漏れておりましたので、

追加で質問させていただきます。

先ほど、判決の金額等が発表ありましたけれども、その影響額は地方交付税として75%の相当分が返還されるとお聞きしております。その返還される件につきまして、いつ申請され、いつ交付されることになるのか、再度1点目の質問でお聞きしたいと思います。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 南海との訴訟の判決の内容によりまして、固定資産税を返還した場合の地方交付税の修正措置の内容につきましてご説明させていただきます。

ご存じのとおり、地方交付税につきましては、各自治体が標準行政を行うに必要な経費を算定しました基準財政需要額から各自治体の標準税率で算定した地方税の75%を基準財政収入額としまして、それを差し引きした控除額が地方交付税として交付される制度でございます。

よって、固定資産税を返還することは、基準財政収入額を減額することにつながるため、この標準税率により算出された固定資産税の返還額の75%相当分が地方交付税の交付額を増加させることになります。

この固定資産税の返還に伴います地方交付税の修正、すなわち再算定にかかわる錯誤措置につきましては、2年に1回の間隔で行われており、今回、次回の再算定につきましては平成24年度となっていることから再算定による地方交付税の追加交付時期につきましては平成25年度を予定しております。

そして、この再算定につきましては当然大阪府並びに総務省との間におきまして十分な協議を行う必要がございます。

なお、この平成20年度分の固定資産税約5,500万円を返還することによって地方交付税が再算定された場合、これによる追加交付額につきまして約3,400万円を予定しているところでございます。

○川端啓子議長 奥野 学さん。

○奥野 学議員 同じ内容で3点目の質問させていただきます。

第2次行財政改革プランでは、平成23年度の目標改革効果額3億6,000万円に対して予算反映額は3億2,400万円とお聞きしておりますが、この目標効果額を達成することができるのでしょうか、お聞きいたします。

そして2点目に、もし、この計画どおりに目標達成することができず、財源不足が生じた場合、代替財源はどうするのでしょうか、お聞きいたします。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長　ことし6月の行財政改革委員会におきまして、平成23年度当初予算などに反映した改革効果額は3億2,400万円となっており、この金額は目標効果額の約9割となっていること、また、今後、予算に反映していない改革項目についても、その見直し方針を定め、予算に反映する予定である旨の説明をさせていただきました。

この本年度予算に反映した改革項目の進捗状況につきましては、現在、路線バス補助金の見直しなど、一部の改革項目に若干のおくれが生じておりますが、年度途中である現時点で判断する進捗状況は、本年度の予算に反映した改革項目の内容をおおむね予算どおり達成できるものと想定しております。

なお今後、予算に反映した改革項目に大きな相違が生じることがあれば補正予算によりその内容を修正することになることが、その際に補正予算の審議におきまして、また行革委員会におきましても説明させていただきたいと考えております。

次に、第2次集中改革プランにおけます平成23年度の財政収支見込みにつきましては、実質収支を黒字とする計画でございます。この実質収支の黒字には、臨時的措置である固定資産税の超過税率後の適用による増収分も含まれますが、各種基金の繰り入れを含まない内容となっているところでございます。

こうした中、先ほどご指摘がありました本年度予算に改革効果額が100%反映されていない中におきまして今後改革が計画どおり進まないときには、財源不足が生じることに対する懸念につきましては、これから申し上げます内容によりまして対応策を検討しているところでございます。

まず、本年度予算に反映されていない改革項目につきましては、引き続きその現実に向け努力してまいります。

また、本年度は第2次集中改革プランの計画初年度であることから、改革項目の効果額以外の財源の確保に努めることとしております。

具体的には、本町の行財政改革の取り組みが反映される大阪府市町村振興補助金の確保、また大阪府市町村施設整備貸付金及び特別交付税などの臨時的な財源の確保に努めることによりまして、財政調整基金から繰り入れを行わないように努めまして、本年度の決算における実質収支を黒字とすることを目指しておるところでございます。

○川端啓子議長　奥野　学さん。

○奥野　学議員　続いて、第4項目の質問ですけれども、行革プランでは、今後基金の繰り入れを計画しないようですけれども、今後の基金残高の推移はどのようになるのかお聞きいたします。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 平成22年度末の基金残高は、一般会計所管で11億9,000万円、特別会計所管で7億2,100万円、合わせまして19億1,100万円となっております。

これらの基金につきましては、突発的な要因による財源不足が生じた場合の財政調整機能を有する財政調整基金が7億5,000万円、地方債の償還に充てる減債基金が3,800万円。特定目的基金であります。幅広い投資的経費に充てる公共施設整備基金が2億3,100万円となっております。

さて、第2次集中改革プランにおけます基金の取り崩しに対する方針につきましては、行財政改革の推進により財政収支の均衡を図ることによりまして、各種基金の繰り入れを恒常的に依存する財政構造からの転換を設けようとしております。

したがって、今後は集中改革プランに盛り込んだ改革項目を着実に実施することにより基金の取り崩しを行わない財政運営に努めるとともに、今後、突発的な要因が発生しない限り財政調整基金などの残高を維持する、または可能な限りさらなる積み立てを行いたいと考えております。

なお、先ほど南海電鉄との訴訟の判決内容によっては、固定資産税の返還が必要になった際につきましては財政調整基金の一部を取り崩しを予定しているところでございますが、先ほどもご説明いたしました地方交付税の再算定による追加項目が行われた際には、その相当額の基金積み立てを行う予定であります。こうしたやむを得ない措置も想定されていることをご理解願いたいと考えております。

○川端啓子議長 奥野 学さん。

○奥野 学議員 今までの4項目について、総合的に財政的裏づけの検証をしてみたいというふうに思います。

まず1点目の、南海電鉄との訴訟結果では、75%は交付税で返還されるものの、還付加算金を含めて約10億円以上の基金の取り崩しが必要であります。

2点目は、平成23年度の予算への反映額3億2,400万円に対しておおむね予算どおりに達成できるとの答弁ございましたけれども、これもまだまだ現状では確定できるものではありません。

そして3点目は、これから平成24年度予算編成も本格化することとなります。そこで、行革プランの中で、平成24年度分行財政改革効果額2億3,100万円が明記されております。財

政シミュレーションでは基金の取り崩しをせず、全額が達成されなければならないわけであり
ます。

この3点だけでもこれからの財政運営は大変厳しいものであります。今後の実施事業の優先順
位を裏づけ、毎年度の行革プランの着実な推進が求められるわけであります。

そして、来年度より多奈川小学校内に多奈川保育所も併設、開所されることとなります。

最後に、任期の折り返しに当たり、田代町長に今後の決意をお聞きしたいというふうに思いま
す。よろしく申し上げます。

○川端啓子議長 町長、田代 堯さん。

○田代町長 住民の皆様から信任を得て町政を担わせていただき2年が経過いたしました。ちょう
ど任期の折り返しを迎えたところであります。

この間、私が公約で掲げてまいりました財政の立て直し、そしてまちの活性化を推進すること
によって、本町の課題でありますところの子育て支援、それから教育環境の充実、そして安全・
安心のまちづくり及び住民満足度の向上に重点を置いた施策を展開することに邁進してまいりま
した。この方針をさらに継続することとしております。

こうした政策を具体的にするには、健全な町財政であることが前提となります。先ほど、奥野
議員のほうからご指摘のとおりでございます。

しかし、現在の町財政では、そのまま改革をやらないでおりますと数年先には財政再生団体へ
の転落も危惧される厳しい状況であることは間違いございません。

この厳しい財政状況に的確に対応するためには、財政健全化等の道筋となる第2次集中改革プ
ランに基づき、財政の立て直しをスタートさせ、本年度の当初予算などに多くの改革項目を盛り
込んだところでございます。

今後も行財政改革の具体的に向け、住民の皆様や関係する団体などとは十分な話し合いと情報
公開に努めてまいりますが、時には、先ほど担当部長が申しましたとおり、改革の内容の見直し
や実施等の時期の変更なども考慮しなければならないと考えております。

しかし、厳しい財政状況を改善するには新たな改革項目を追加するなど、絶え間のない改革に
取り組む方針であります。こうした改革の取り組みによって得た財源や人材をさらなる温かみの
あるまちづくりに、また住み続けたいと思う魅力あるまちづくりに生かしてまいりる所存でござい
ますので、ご理解を賜りたいと思います。

○川端啓子議長 奥野 学さん。

○奥野 学議員 平成24年度予算に反映できる効果額もまだまだ未定でございます。私も行革委

員長としてもっともっとスピード感を持って各項目の精査をしなければならないというふうに改めて感じております。

町長初め担当課での早期の洗い直しをよろしくお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○川端啓子議長 奥野 学さんの質問が終わりました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川端啓子議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は3時ジャストです。

(午後 2時42分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○川端啓子議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を許可いたします。中原 晶さん。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

国政では、沖縄普天間基地問題や消費税の増税、TPPの交渉参加など政権交代に託した国民の期待が連続して裏切られる事態が続いています。

東日本大震災への対応においても被災者の苦しみに寄り添った救済をおろそかにし、被災地の復興を妨げる役割を果たすなど、国民の願いにこたえる政治の実現から遠のいています。

さらに、社会保障と税の一体改革においては、福祉サービスの切り捨てと増税を同時に持ち込む最悪の改革を国民に押しつけようとしています。迷走と転落、裏切りを重ねる政権のもとで国民生活がより一層窮地に追いやられることは避けられません。

さらに、先月の大阪府知事選挙の結果を受けて、行政にも住民にもさまざまな影響が及ぶことが懸念されます。前知事の橋下氏と維新の会が今後行おうとしている策動は、府民、住民の願いには背を向けるものであることがいずれ明らかになることでしょう。

こういった国政、府政のもとで、住民の命と暮らしを守るために一番身近な地方自治体である岬町が、最後のとりでとなって住民の願いにこたえる政治を実現することを強く求めて質問を始めます。

まず初めに、災害への備えについてお聞きします。3月11日の東日本大震災と原発事故から9カ月を迎えようとしています。紀伊半島を中心に多くの被害が発生した豪雨災害からは3カ月が経過しました。これらの災害は、日本の政治のあり方を根本から問うと同時に、地方自治体の政治のあり方も厳しく問うものとなっています。

東海・東南海・南海の三連動地震の可能性が指摘される中で、岬町でも万一の備えを着実に進めておくことが求められます。これまでも防災や災害対策についてはお聞きしてきましたが、今回は備蓄について確認をいたします。

災害発生時に無事に避難できたとして、次に必要になるのは、命をつなぐための食料や避難生活を支えるための物資です。現在、岬町に備えている備蓄は、避難生活に必要な条件を満たしているのか確認をしたいと思います。

まず初めに、現在備えられている備蓄の状況をお示してください。備蓄すべき物資はさまざまですが、優先的に必要と考えられる水と重要物資と位置づけられている備蓄について、その種類や量、保管場所をお答え願います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 現在の災害備蓄数については、大阪府地震被害想定調査に基づきまして、被害想定、被災者数1,210人を目安に、生活用品と食料品を備蓄しております。

内容といたしましては、非常食であるアルファ化米1,630食、乾パン360食、高齢者用おかゆ50食、粉ミルク16缶、毛布370枚、飲料水2,040本、これは500ミリリットルでございます。それと、簡易トイレ1,300回分、おむつ、衛生用品など2,500個を備蓄しております。

保管場所は、役場の庁舎の4階でございます。食料品もあることから、空調設備のある部屋に備蓄しております。

また、各地区に設置しております防災倉庫には、二つ折り担架、携帯ラジオ、拡声器、投光器、発動機、給水タンク、防水シートなどを配備しております。

また、各地域の消防団にも消防器具並びに救助用の工具セットなどを配備しているところでございます。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 ただいま岬町として備えられている備蓄について確認をしたところであります。

備蓄の種類についてですけれども、今お答えいただいたもので再度確認したいものがありますので、重ねてお聞きしたいと思います。

哺乳瓶というのは先ほどお答えの中にあっただか、私の聞き逃しであれば、哺乳瓶の数について、備蓄数何本備えておられるか確認したいということ。

それから、簡易トイレですけれども、1, 300回分とお答えになりましたが、これは個数でいうと幾つ備えているということになるのか確認したいというのが二つ目。

それから、三つ目に、生理用品のことをお答えいただきましたが、おむつも含めた生理用品2, 500個というふうにお答えいただいたかと思うんですが、おむつについては幾つ備えておられるかお答えをいただきたいと思います。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 一応、哺乳瓶については15名分ございます。また、トイレでございますが、簡易トイレ、それぞれ1回分を1, 300回という内容でございます。

それと、生理用品でございますが、約2, 000個ございます。おむつと衛生用品で2, 500個、そのうち2, 000個が生理用品でございます。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 再度確認したいと思います。

哺乳瓶は15名分ということは、15本備えておられるということによろしいかということが1点と、簡易トイレについては、私のイメージではこういう工事現場にあるようなトイレの個数を考えておったわけなんですけど、そういうものではなくて、各個人が使える、今便利なもので、携帯用のもの等ありますけれども、そういったものでお答えをいただいたということなのかなと思うんですが、その点、再度確認させていただきたいと思います。

○川端啓子議長 危機管理監、亀崎義夫さん。

○亀崎危機管理監 簡易トイレについては簡易な、工事現場にあるものじゃなくて、段ボールになっております。そこへ1回使用して、それを廃棄処分にすると。その都度、それはごみ焼却でできますので、簡単なトイレでございます。

○中原 晶議員 哺乳瓶は15本ですか。

○亀崎危機管理監 そうでございます。15名ですから。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 ただいま、備蓄数について細かく確認をさせていただいたところであります。

岬町では地域防災計画の中で備蓄の目標量を、先ほど答弁のあったとおり、被害想定に基づいて設定をされているわけですけれども、今お聞きした範囲でありますと、すべて緊急に必要なものとしては数値は満たされているということが確認されたと思います。

しかしながら、例えば食事でいきますと、1食分しかないというような事態もありますので、この数で十分であるのかどうかも含めて、今後またご検討いただきたいところだと思います。

検討については、毎度毎度お聞きしているとおりでありますけれども、中央防災会議、また大阪府という順番に計画が示される場所ではありましようけれども、それを見据えながら岬町としても主体的に計画を練っていただきたいと同時に、先ほどお伺いした備蓄については期限があるものもありますし、必要な点検も発生してくると思いますので、そういった点検と更新を順次行っていただきたいというふうに思います。この備蓄の必要量を満たしていることについては努力を評価したいと思います。

以前、何回か確認させていただいたときには、少し満たされていない時期もあったようでありましたので、そのときは恐らく東日本大震災の関係で、現地へ送ったりとか、そういったこともありましたのでいたし方がなかったかと思いますが、きちんと必要量、目標量については満たしておられるということが確認されましたので、今後、更新等、点検も含めてきちんと目配りをしていただくようお願いを申し上げて、この点については以上で結構です。

二つ目の質問に移ります。ごみ行政について質問をいたします。

田代町長は、公約として掲げた家庭ごみの無料化を継続され、多くの住民の皆さんから歓迎をされているところであります。しかしながら、ごみの種類によっては有料のものがあり、収集を依頼する際の手続も複雑なために住民の方からさまざまなご意見やご要望をお聞きしています。

その中でも多いのは、不燃ごみの収集を無料で行ってほしいという要望であります。不燃ごみは、割れた食器や電球、乾電池といった小さなもので、現在の決まりにおいては45リットルのごみ袋1枚につき500円の費用が必要です。不燃ごみで45リットルのごみ袋をいっぱいにするには、通常であればかなりの期間がかかります。

手続も役場や地域の販売店で500円のシールを購入し、業者に電話をして収集の申し込みをした上でシールに番号を書き込みごみにシールを貼って決められた日に出すというもので、煩雑な手順を踏まなければなりません。

循環型社会の実現のためには、役場の努力と住民の協力が欠かせません。そのために、住民が協力しやすいような仕組みをつくることが求められることから、9月議会の厚生委員会の折に不燃ごみの無料化についてお聞きいたしました。そのときの答弁では、無料で拠点回収を行うという計画が示されました。

このことは住民の皆さんから大変喜ばれることと思いますが、その回収方法について具体的に確認をしたいと思います。時期や拠点回収の場所、回収品目についてお示しいただきたいと思

ます。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 一般家庭から排出される粗大不燃ごみにつきましては、先ほど説明がありましたように、小型の不燃ごみについては45リットルのごみ袋を基本として、また家電製品や家具などの粗大ごみは、その大きさ、3辺の長さの計が3メートルを超えるか、3メートル以内かによって処理券を購入していただき、排出物に貼って収集日を予約していただいたものを収集する制度を導入しております。また、臨時ごみの発生につきましては、排出量によって運搬車両の大きさ、軽四か2トン車かによって料金制により有料で収集をしているところです。

しかし、瀬戸物やガラスコップなどの食器類、蛍光灯、乾電池、傘などの小型の不燃ごみについては、排出量が一般家庭では少量なことから、45リットル袋では大きすぎてたまらないと。しかも家庭で置いておくには邪魔になるなどの苦情が寄せられております。また、地域のごみ集積場には可燃ごみにまじって、傘や瀬戸物などの不燃ごみが投棄されている現状もあります。

こういった状況から、地域活動の一環として一括して収集する取り組みをされている地域もあります。こうした状況から、年に数回は町から不燃ごみの収集を実施してほしいという要望もいただいております。

現在、可燃ごみは毎週2回、プラスチックごみは毎週1回、ペットボトルや空き缶は2週間に1回、町内全域を収集しております。

本年4月からは毎週水曜日を町内全域の空き缶・空き瓶・ペットボトルなどの資源ごみの収集日としておりましたが、第1・第3水曜日を空き缶・空き瓶、第2・第4水曜日をペットボトルの収集日というふうに分けるという制度に変更させていただきました。

これによりまして、月によっては第5週目の水曜日が特別な収集のない日が発生することになります。これを利用して、町内全域を対象に小型の不燃ごみの収集を試験的に実施したいと考えているところで、試験実施の日程につきましては、直近の第5週目のある月として、2月がありますので、2月の第5週目の水曜日、2月29日を収集日として予定し、各自治区内で数カ所の集積拠点を設けていただき、以前に資源ごみ分別で使用していたかごを利用して実施したいと考えております。

収集予定する不燃ごみは品種をある程度限定し、小型の不燃ごみ、すなわち瀬戸物やコップなどの食器類、蛍光灯、傘、乾電池、植木鉢などを予定しているところです。

実施に当たりましては、自治区連合会の協力をお願いし、円滑な収拾を図りたいと考えており、回覧または広報紙にて住民への周知を行っていく予定であります。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 来年の2月29日の水曜日に試験的に小型不燃ごみの集団回収を実施するということが確認されたところであります。これは住民の皆さんから大変喜ばれることであろうと思えますし、今の答弁で回覧や広報紙等で周知を図るということもあわせてお知らせいただいたところであります。

周知についてはしっかりと徹底をいただきたいと要望するものでありますけれども、計画の内容で少し確認をしたいと思えます。

収集箇所数ですけれども、自治区内で数カ所といった言葉をお使いになったと思えますけれども、具体的には岬町全域で何カ所ぐらいというふうに計画されているのかお聞きしたいと思えます。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 各自治区ごとに何カ所程度の収集拠点を設けるかについては自治区長会と今後調整をしていきたいと思えますので、現時点では数の総数は決まっておられません。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 2月29日に実施するというので、広報紙にも間に合わせようということになりますと、期間が少し迫っているかなというふうに思えますので、丁寧な協議は必要だと思えますけれども、急いで計画の具体化を進めていただきたいと思えます。

その際に、回収の品目を余り限定しすぎないということと、それから回収をする場所についても、やはり住民の皆さんが出しやすいところという視点から十分な協議を行って実施していただきたいということを求めておきたいと思えます。

3点目の行財政改革について質問をいたします。

行財政改革については、議会で特別委員会を設け、各種団体や住民の代表を含む懇談会においても議論されているところですが、今回はコミュニティバスと外灯経費についてあえてこの場で質問をいたします。

まず、コミュニティバス、いわゆる赤バスについてお聞きします。現在赤バスについては、次期の業者選定の見通しが立ち、運行計画が協議されている段階であるとお聞きしています。住民にとっての関心事は、業者が変わっても利便性が確保されるかどうかという問題です。

現在、来年度からの運行を委託する業者との協議を進めているようであり思えますけれども、その協議内容を確認したいと思えます。利用料金や停留所の数、また運行ルートやダイヤなどについてお示しをいただきたいと思えます。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 いわゆる赤バスについての経過ですけれども、平成13年4月から、従来から町内を運行していました南海バス路線の撤退に伴い、新たな公共交通として岬町のコミュニティバス運行を開始したところです。

運行開始から10年を経過した現在では、基本路線、淡輪畑路線、多奈川西畑東畑両路線、孝子路線の4路線で町内全域をカバーし、午前6時台から午後9時台まで、年間を通じて定時運行をしており、通勤通学、買い物など住民の移動手段として年間22万人を超える利用者のある重要な公共交通となり、地域住民の交通の利便性に大きく寄与していると認識しています。

この運行方法につきましては、来年4月から新たな事業者になるということから、庁内に検討会を設置して検討してまいりました。

現在、来年からの運行业者と協議をしているところであります。

この運行のまず基本的な考え方ですけれども、これまで健康ふれあいセンター、ピアツァ5の送迎バスを基本としていたものから、通勤通学者の利用確保、それから、高齢者、障がい者等の移動困難者の日常生活、社会参加支援促進型へシフトをする。それによって、運行路線、利用者数、利用時間帯実績を考慮した便数なり運行日、時間の見直しを図るというものであります。

具体的に大きな柱として、五つの柱になると思われまます。一つは、ルートの問題ですけれども、基本ルートは現在のままとし、支線につきましてはそれぞれ三つの支線は役場を起終点としたループ方式に変更するという事を考えております。

バスの停留所につきましては、現行のまま継続を考えているところです。

運行日、運行時間につきましては、現在、全線年間365日、午前6時台から午後9時台の運行をしていますけれども、利用者数や他の市町の運行状況から、平日ダイヤと日祝ダイヤの二つに分けるというシステムを導入したいと考えています。

月曜から土曜までを平日にし、日祝年末年始を日祝としてダイヤを区分し、日祝につきましては通勤通学の時間帯の枠を減便するという考え方です。

また、基本路線の通勤通学時間帯の便数は、ほぼ現行を確保しながら、一方で昼間の時間帯については、現在、基本的には1時間に2本の運行ですけれども、これを1時間に1本程度に改める予定としております。

また、運行時間につきましては、朝の運行開始時間については、これは通勤通学の時間帯がありますので、ほぼそのまま踏襲し、ただし、基本ルートの最終便につきましては、現在午後9時台まで走らせていますけれども、これを1時間繰り上げて午後8時台で終了しようという考えを

しております。

このような考え方のもとで、具体的なダイヤにつきましては、駅での電車の接続時間、役場での乗りかえ時間等を考慮して、現在検討をしているところであります。

これらの改変を行うことによって、現行の補助金の4,200万円の範囲内で運行継続を図るもので、行財政改革集中プランに示された補助金額に少しでも近づくことができるのではないかと考えております。

以上が、赤バスの新しい運行ダイヤ等について、現在お知らせできる内容です。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 ただいま協議中の内容をお示しいただいたところであります。

停留所についてですが、現行のままというお考えで現状維持しようという姿勢は評価できると考えるものであります。

しかしながら、さらにふやしてほしいという要望も住民の皆さんの中にはあるのも事実であります。一例を挙げますと、望海坂自治区では住民がふえて新たに停留所の設置を求める要望がございます。そういった声も今後の協議に反映をさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、運行時間というべきか、ダイヤという問題になるのか、そのことについては平日ダイヤと休日ダイヤという格好が示されたところでありますが、先ほどの説明の中で、昼間について1時間に2本であったものが1時間に1本に改めることになるということとあわせて、夜は8時台で終了をするという協議内容をお聞かせいただいたところであります。

現在でも利用しづらい運行時刻になっている地域においては、さらに便数をふやしてほしいという要望もあります。担当部局としても、これ非常に頭を悩ませている問題であると思っておりますし、いろいろのところから要望も届いているところかと思っておりますけれども、二、三ご紹介しますと、望海坂においては朝の通勤時間以外は先ほどお話になった1時間に2本もないんですけれども、2時間に1本、時間帯によっては3、4時間に1本というのが現状でして、とても不自由に思っている人が多いですという訴えをお聞きをしております。

また、中学校の通学時間にもあわないので送り迎えをしている保護者もおられるということでありまして、望海坂においては中学校の通学にあわせてバスの運行を依頼したことが過去にありましたが、これについても実現されないまま現在に至っているということであります。

あわせて、通学でバスを使いたいという人は学生の中でも多いと思うので、収益の向上にもつながるのではないかとといった積極的な視点からのご提案も住民の方からいただいております。

また、ほかの地区でも孝子の地区では、午前中のバスが1本もないために病院に行きたいけれ

ども行けないといった声や、別所の台では午前中に1本しかなく、もっと早い時間にバスを走らせてほしいといった要望も以前から聞かれております。

また、運行のルートについても、別所の台から、またみさき公園団地にお住まいの方からも淡輪駅を経由してほしいという声が引き続いて要望として私の耳にも入っております。

バスの運行の計画については、非常に悩ましい点が多いと思いますけれども、こういった声も今現在行われている協議にぜひ反映をさせていただきたいと思います。

また、望海坂自治区等では、バスの利用について住民のアンケートをとってほしいと、そして、それを現実に見合う形で運行に生かしてほしいというような具体的な要望もお聞きをしております。

こういったことも含めて、ぜひ協議の中で反映させていただきたいと思いますが、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○川端啓子議長 しあわせ創造部長、芦田貴志雄さん。

○芦田しあわせ創造部長 幾つかこの場でお答えできる具体的な内容がありますのでお答えさせていただきます。

まず、望海坂への本数ですけれども、これは現行よりもふやすというふうに考えております。その分、海風館行きの便数を減らすこととなりますけれども、一応、今、1対1の関係ですけれども、望海坂行きのほうに比重を移すというふうに、ダイヤを組みかえようと今検討しているところです。

それから、通学の時間帯と合わないということですが、これは夕方の方については、今現在修正をしていると思いますけれども、夕方1本おくれると、次2時間待たないといけないという声が出まして、それはすぐ是正をして、今、1時間に1本という形に修正をしていると思いますので、できるだけ通勤通学の手段は確保していきたいというふうに考えております。

それから、孝子地区については、この要望は担当のほうにも届いておりまして、今回のループ式に改正するに当たっては、孝子に午前中に1本通そうということでダイヤの組みかえを今現在検討をしているところであります。

それから、みさき公園淡輪畑ルートについて、現在、淡輪駅を経由していないという問題についても、これも淡輪畑ルートについてはループ式になりますけれども、淡輪駅を通過するという形でルートを一部修正したいというふうに考えております。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 ただいま次期のバスの運行について、非常に積極的な幾つかの計画が示されたと

ころであります。

まだ住民の要望としてはすべて実現されているわけではないですけれども、担当部局の努力を高く評価したいと考えるものでありますし、今後も住民の願いを一つ一つ実現していくという方向で努力を重ねていただきたいと要望しておきたいと思っております。

引き続きまして、行財政改革の外灯経費についてお聞きしたいと思います。

行財政改革のメニューの中で、外灯経費負担の再点検という項目があります。具体的には、外灯の新設の費用を全額自治区に求めるという内容ですが、自治区によって新設が必要な数も違えば、懐ぐあいもさまざまです。通行の安全や防犯といった住民の安全を守る視点から外灯にかかる経費は本来全額自治体の負担で行うものではないかと考えるものであります。

自治区へのさらなる負担を避けられないものか改めてお聞きしたいと思います。まず初めに、ちょっと聞こうと思ったことを割愛します。改めてお聞きしたいと思いますけれども、せんだって、700万円でしたか、補助金を活用して町内の外灯をLEDの照明に切りかえるということが議会でも可決されたところあります。

LED照明の切りかえで一定の効果額が予測されますけれども、年間の効果額は幾らであるか確認をしたいと思っております。

○川端啓子議長 都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 今回のグリーンニューディールの計画によりまして、LED化をすることになりまして、当然、電力量が下がるということは認められます。

しかしながら、LED化をすることによって器具代が高くなるということもございますので、ちょっと話が長くなりますけれども、コストの考え方についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、防犯灯を蛍光灯からLEDに変更した場合の効果額でございますが、防犯灯の器具の耐用年数につきましては一般的に10年といわれております。LEDの寿命も約10年と聞いておりますので、したがって、この算定については10年スパンで検討させていただきます。

LEDの器具は蛍光灯器具に比べると価格は約9,000円高くなります。ランニングコストにつきましては電気代として20ワットの蛍光灯では年額2,600円、LEDでは1,900円となりますので、年700円の差額がございますので、10年で7,000円の差が生じます。

また、蛍光灯の寿命は約8,005時間でございますので、点灯時間を1日10時間としますと年3,650時間となりますので、10年間で4.3回の交換が必要となります。交換に際しましては2,700円の費用が必要ですので、10年で約1万1,600円がかかることになり

ます。

そのため、器具の単価差は、9,000円と10年間のランニングコスト1万8,700円を差し引きますと、10年で費用対効果額といたしましては9,600円となります。

したがって、1年比較で効果額は960円となります。今回、グリーンニューディールの基金を使いまして、20ワットの防犯灯278基、100ワットの水銀灯を49基LED化することが予定されております。

この効果額については、先ほどの試算を当てはめると、20ワットの蛍光灯分で年約26万6,880円、水銀灯分として35万7,700円、合わせますと68万180円となります。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 10年単位で価格について検討をいただいた内容をお示しをいただきました。

あわせて、今年度に限定されるものではありませんけれども、グリーンニューディール計画の補助金を活用しての効果額、合計で68万何がしというところをお示しいただいたところでありませう。

私がお聞きしたいのは、この補助金を活用した事業を含めて、一定の効果額が出るわけですから、その効果額も視野に入れて、今計画されている新設の経費を自治区に負担させるという計画を見直すことはできないのかということをお聞きしたいところでありませう。

このことについては、行財政改革の白井部長が中心となって計画を立てておられるところでありませう。

先ほどお伝えしたとおり、自治区によっては範囲が広く世帯数が少ないといったところもありますし、新設の必要な基数が自治区によってもさまざまでありませう。

また、自治区への協議についてはまだ十分なされていないというふうに私は考えておりますので、来年度からのこの自治区への負担をふやすということは少し乱暴ではないかというふうに考えるものでありませう。

また、今年度に限っては、先ほど確認したとおり、補助金を活用した事業によって一定の効果額が発生しているわけですから、来年度については少なくとも自治区への負担を見送るといったことも含めてご検討いただく余地はないものかどうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 外灯経費に関します地元自治区への負担のお願いにつきましては、改革の項目にあげておるところでございまして、その効果額については年間確か23万9,000円と記憶してありませう。

ただ、この額につきましては、あくまでも今ご提案申し上げている内容を自治区にお願いした場合の効果額でございます。それらにつきましては、改革の基本方針でございますとおり、改革の方針を定め、それに基づきまして関係者と協議して、そして話し合いがついたものから改革を行うという形が基本となっておりますので、今回、こういう形でお示しましたとおりLEDの切りかえによりまして10年間で68万円という形の効果額が出るということもありますので、それらを合わせましてこれらの効果額をどのような取り扱いにするのか、それとも、また当初からお願いしております地元の負担をどうするのか、それらのところを担当課のほうとも十分調整を行いまして、最終的に町として再度自治区のほうにお願いする内容を精査いたしまして、それで話し合いを行いまして、そしてご理解いただいた内容から改革を進めてまいりたいと考えております。

○川端啓子議長 中原 晶さん。

○中原 晶議員 白井部長の口からさらなる改革をという言葉が出てくるのかなと思ってたんですけど、今の答弁を聞きますと、恐らくさらなる改革をという懐刀は持ちつつも、なかなか丁寧な対応を考えておられるという印象を受けたところであります。

関係者との協議が前提となるということもご答弁いただきましたし、十分調整をしたいというふうなことも聞かれましたので、その点についてはお言葉どおり実行をしていただきたいと重ねて求めておきたいと思っております。

ほかにもちょっと言おうと思ったんですけど、思いのほか白井部長から丁寧なお答えも聞かれましたし、先ほどの赤バスの件も住民の皆さんがお喜びになるだろうと思うような内容も聞かれましたので、本日の一般質問については余りぐさりというような表現は避けて終わりたいと思っております。

最後に取り上げた行財政改革の問題ですが、改革というのは、やはり住民の皆さんのための改革でなければならないと思っておりますので、今後もその視点で努力を重ねていただきたいと最後に申し上げます。

○川端啓子議長 中原 晶さんの質問が終わりました。次に、小川日出夫さん。

○小川日出夫議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

景気がなかなか上向きにならないときに、町との取引というのは事業者にとって大変ありがたいものです。

それだけに、大切な税金を無駄にせず、また、住民の皆さんが納得できる取引のために随意契約にしても入札にしても、きちっとした取り決めがあると思うのですが、田代町長は電気工事に

社を一代で築かれ、町との取引も数多く経験されておられるでしょうから、改めて田代町長の町と事業者との契約のあり方のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

住民の皆さんにとって有効な税金の使い方として、随意契約によるものか、分離発注の契約によるものか、契約も有効だと思うのですが、これに対して町長自身のお考えをお聞かせ願います。

それと、岬町の建設業組合が解散されたと聞いていますが、田代町長の前のお仕事でもある電気業組合等、現在も活躍されている同業種組合がありますが、町の発注する物品購入や工事におけるこれらの組合の役割、また役割はどのようにあるべきか。また、メリット、デメリットはどうあるべきかとお教えいただきたいと思います。

○川端啓子議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。町長、田代 堯さん。

○田代町長 まず1点目は、町が実施する指名競争入札に対する随意契約等の問題。それから、公共工事等の分離発注の問題。それから、各組合等の評価の問題、こういう3点だったと思います。

かいつまんでご説明を申し上げます。

まず、随意契約がいいのか指名競争入札がいいのか、または一般競争入札がいいのかというのは非常に難しい問題があるかなと、このように思います。

私の感触、今までの私の過去のことをおっしゃっていただいたので、それから見ますと、一般競争入札は幅広く多くの方に町内外に対して指名をするわけなので、一般に公募してやる方式。それがいいのかどうかという問題。さらには、指名競争入札。町の特定、また町外の特定の人をもって指名業者を選定して行う入札。さらには随意契約。つまり、特定の業者に対して特定の事業を随意契約するということになるわけですが、まず1点の、この三つについてはすべてメリット、デメリットがあるかなと、このように思っております。

まず、一般競争入札をやった場合に、地元の業者が果たしてその入札参加をしてそれだけの落札ができるかという頻度がどのようにあるかというのは、非常に少ないだろうと私はそう思います。

といいますのは、やはり、そうなると思えばそれなりの力を持った業者が必ず入札に参加してくるんじゃないかなという思いがあります。そのかわり、お互いに共存共栄という形で競争の原理が働きますので、町にとってはメリットがある。

ただ、問題は質の問題ですね。仕事を受けたものが町内であればある程度優良可という形で、そういった成績というのはちゃんと担当のほうは見きわめがつくと思いますけれども、一般の場合は全然わからない業者も資格もあるわけですから、そうなった場合には非常に優良可、いわばその判定のつけ方が難しいかなという問題があると思います。

それから、指名競争入札の場合には、私は地元企業の育成ということを掲げて私は企業の方の、岬町の産業経済を発展させないといけない、それにはまず企業育成をすることだということから掲げております。

しかし、岬町の業者で足りない部分があります。例えば、指名するにしても8社以上とか、5社以上とか、いろいろ指名審査委員会でいろいろな事項があります。そういった問題でなかなか足りない、地元では資格を持った業者がいない場合については町外の業者を選定して参加させるという方法がありますから、ある意味では指名をするということは地元業者が指名に参加ができて、かつ地元の業者が仕事を獲得する機会があるのじゃないかなと、私はそう思います。

随意契約というのは、これはいろいろありまして、例えば130万円以下ということで随意契約の範囲内の金額はそうなっておりますけれども、例えば150万円、または200万円、300万円でも随意契約をしなければならない業種があります。

例えば、今、多く使われているコンピューターの問題なんかは、特定のメーカーが一たんとりますと、その、いわば、詳しいことは余りわからないのですが、そのシステムがあって、他のメーカーを入れてもなかなかそれが変えられないというような問題があります。そういう機種によっての中であえて随意契約の金額を上げてでも随意契約をしなければならない状況があるし、また、特別的に緊急性を要する場合については、いち早くきてくれる、いち早く人手もある、瞬時にその工事をきちっとやってくれる、事故対策をやってくれる、そういったときには非常に随意契約のよさというのが出てくるのじゃないかなと、このように思っております。

それから、組合の問題ですが、これはあくまで組合の中での問題があるわけですが、町にとってどれだけ組合がメリットあるかというのは、私は町行政の事業推進について、例えば災害が起きた場合、建設業組合が今、解散されておりますので少し困っているんですけども、なった場合に、組合のトップに連絡すればいち早く災害対策に飛んできてもらえるという、今まで過去に、私が就任して3回あったわけですが、三度とも組合、また消防団、そういったところにお世話になったのですけれども、そういった意味で、万が一ライフラインが途絶えた場合はどうするのかという、先ほどご指摘の電気協同組合にすぐにお願ひすれば、恐らく瞬時に対応していただける。つまり、行政と組合との連携がスムーズに行くのじゃないかなという意味でございます。そういう意味では、組合というのは、私は町にとってはありがたいと。

それでは、組合に入っていない業者じゃだめなのかというと、そうではなしに、例えば今回、建設業協同組合が解散された。これから各業者のために担当が願ひをしないといけない、こういう、逆にデメリットの部分があるのじゃないかなというのがありますので、町とのかかわりは、

そういった意味では組合を一本化した中で、そういった災害に備える、また町の事業の推進に当たって協力を願えると、そういうものがあるのじゃないかなと、このように思います。

かいつまんでものを言って、多分いろいろと物品等の問題とか私もこれよく議論をするのですが、例え空調を入れますね。空調を入れる場合に、物品なのか工業者がやるべきかというところによくあるのですが、工事が伴う場合について、そういった資格を持った業者に指名をするわけですが、空調だけとらまえると、果たして物品となるかというところの問題がいつも担当は悩むんですけども、一応、担当のほうが一生涯懸命苦慮してやるわけですから、普通私が認識しているのは、物品というのは物を納めて何もしない、工事もしない、物を納めていくというのが物品というような理解をしてきたのですけれども、最近は少し変わってきて、物品を納めるときについでで工事をやる場合でも物品としての取り扱いをする場合もあるというように理解もしていますので、それは担当の判断にお任せしてるわけですから、そういう面で物品の購入とか、そういう、一番問題になっているのは、やっぱり落札時点で非常に最低価格を下回った場合、これをどうするかというときに審査が非常に厳しい、時間がかかるという問題がありますので、限定の、つまりそこを引くべきやないかというお声も議会のほうからもありますけれども、これは少し時間を掛けて検討する必要があるかなと、このように思っております。

○川端啓子議長 小川日出夫さん。

○小川日出夫議員 なるほどなというご答弁で、随意契約にしろ、指名入札にしろ、一般入札にしろ、やはりメリットはあるけれど、デメリットもあると。建設組合の解散にもデメリットもある、メリットもあると。どちらとも言いがたいと。私も同感でございます。入札にしろ、随意契約にしろ、メリットがあればデメリットも発生すると、それはご答弁のとおりだと同感でございます。

次に、担当部長にお尋ねします。

先日、町長が公約されておりました多奈川保育所再開の工事において、空調機器の備品の入札もあったそうですが、そこで、ある業者から私が相談を受けまして、行政から入札に参加するなど言ったかと思えば、翌日、一転して参加してくれと言ったとか。このような事実がありました。このあたりの経緯をお教え願います。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 ご質問の経緯の前に、このような取り扱いにつきましては、指名停止に関する問題でございますので、まず指名停止要綱とかでの考え方を先に述べさせていただきます、その後、経過について説明させていただきたいと考えております。

まず、岬町の建設工事等の指名停止要綱につきましては、町が実施する指名競争入札の実施に

当たりまして競争入札に参加する資格を有するものについて指名を行わない基準、手続、その他必要な事項を定めております。

このような入札に関する事務処理要綱に基づきまして建設工事等の指名競争入札事務を執行しておりますけれども、この要綱に規定する内容は国の取り扱い方針の変更や、まちでの入札執行時の疑問点などの発生が多々ありまして、その都度、指名審査委員会の意見を踏まえて適切な対応をとっていくものでございます。

こうした中に、今、ご質問ありましたとおり、以前に辞退届を提出せずに入札参加を辞退した業者に対する、それ以後の指名競争入札における当該業者の指名の取り扱いについて検討を要する事案が発生したところでございます。

現行の岬町建設工事競争入札実施要綱におきまして、原則として指名された業者が当該入札に参加する、参加しないを自由に選択できる。また、当該入札を辞退したことをもって、以後の指名等について不利益な取り扱いを行わないことになっております。

一方、現行の岬町建設工事等指名停止要綱では、指名されたにもかかわらず正当な理由なく入札に参加しなかったときは、2カ月間の指名停止を行う規定を設けております。また、この要綱により指名停止を行う正当な理由について、これに対する明確な取り扱い基準が定めていない状況でございました。

こうした状況を踏まえまして、辞退届を提出せずに入札参加を辞退することは指名停止要綱に定める停止要件に該当する可能性が高いと推定されます。

しかし、先ほど説明させていただきました入札参加辞退の自由な制度、また正当な理由の取り扱い基準が明確でないことから指名停止措置を適用するには疑問があることから、当初の指名いたしました業者によりまして当該競争入札を実施したものでございます。

○川端啓子議長 小川日出夫さん。

○小川日出夫議員 少しわかったようなわからないような、今回迷惑のかかった業者が過去に入札に参加したときの資料を見ると、そこが参加すると安い値段で落札されている。このようなことから値崩れを起こさないような談合があつて、この業者を締め出そうではないかといううわさが出ました。そういううわさが私の耳に聞こえてきました。これは、多分うわさであるとは思いますが、この件について担当部局はどのようにお考えでしょうか。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 先ほども説明させていただきましたとおり、指名競争入札における業者の指名につきましては、岬町建設工事競争入札実施要綱における規定、すなわち競争

入札の参加に関する規定並びに入札に関する手続等に関する規定に基づきまして、また業者選定につきましては岬町指名審査委員会の審議を経て実施しているところでございます。

また、物品の入札につきましても建設工事に準じて適正に行っているところでございまして、ご指摘いただきました理由による指名を除外したということはないということをお返事させていただきます。

○川端啓子議長 小川日出夫さん。

○小川日出夫議員 思ったとおりのご回答、ありがとうございます。

まず、先ほど私が質問したように、このようなことがあつては今後大変我々町としても不信感を与えることとなります。今後の対処方法を担当部長にお示し願いたいと思います。

○川端啓子議長 総務企画部長兼財政改革部長、白井保二さん。

○白井総務企画部長兼財政改革部長 先ほども説明させていただきましたとおり、指名停止要綱に規定する指名されたにもかかわらず正当な理由なく入札に参加しなかったときに関する正当な理由につきまして、具体的に定める必要があることから、先般この取り扱い基準を指名審査委員会に対して意見を求めました。そして、この指名審査委員会の意見を踏まえまして正当な理由を明確化したところでございます。

なお、こうした指名停止要項の改正内容につきましては、また適用につきましては、指名業者にとっては大きな影響を与えることから、適切な周知方法とか、また期間をおいた上で適用することといたしております。

○川端啓子議長 小川日出夫さん。

○小川日出夫議員 何度も同じことを言っても仕方ないんですけども、ただ、今後、このようなことがないように、仮に今、白井部長がおっしゃっていたように適切な理由がなく無断で入札に参加しなかった場合は、ペナルティーを科してでもきちっとした条例をこしらえて一般の我々の地元の事業者さんに周知報告をよろしく願いいたしまして、これで一般質問を終わります。

○川端啓子議長 小川日出夫さんの質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす12月7日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時04分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年12月6日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 田 島 乾 正

議 員 中 原 晶